

平成15年6月4日(水)

於：港湾空港技術研究所本館会議室

国土交通省独立行政法人評価委員会

第4回港湾空港技術研究所分科会

国 土 交 通 省

## 目 次

1 . 開会 .....	1
2 . 配付資料確認 .....	1
3 . 港湾局建設課長あいさつ .....	2
4 . 港湾空港技術研究所理事長あいさつ .....	3
5 . 分科会長選任 .....	5
6 . 分科会長あいさつ .....	6
7 . 分科会長代理の指名 .....	6
8 . 議 事	
( 1 ) 港湾空港技術研究所の最近の状況について .....	7
( 2 ) 「業務実績評価に関する基本方針」等の改正について .....	15
( 3 ) (総務省) 政策評価・独立行政法人評価委員会意見について .....	15
( 4 ) 平成 14 年度の業務実績について .....	15
9 . その他 .....	52
10 . 閉会 .....	53

## 開 会

大脇課長補佐 定刻を若干過ぎてございます。ただいまから、第4回国土交通省独立行政法人評価委員会港湾空港技術研究所分科会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。私、事務局の大脇と申します。よろしく願いいたします。

港湾空港技術研究所分科会の委員は7名いらっしゃいますが、本日は、そのうち6名の委員の先生方に御出席をいただきまして、過半数を超えておりますので、議事を行うための定足数を満たしておりますことを、まず御報告申し上げます。

また、議事録等でございますけれども、これまで議事概要につきましては委員会の終了後、数日のうちに国土交通省のホームページで公表させていただいておりまして、その後議事録の作成をしまして、同様の方法で公表するというふうに進めておりますけれども、今回につきましても同様な手順を進めさせていただきたいと考えてございます。

## 配付資料確認

事務局 それでは早速でございますけど、お手元に資料をお配りをさせていただいておりますが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の議事次第と書いた紙が一番上にあるかと思えます。それから、委員会の名簿の1枚紙でございます。それから配席図。その後に右肩に資料番号をつけております。資料1 - 1、業務実施評価に関する基本方針資料2 - 1、それから向きが横になりますが資料2 - 2、表でございます。それから資料2 - 3、新旧対照表の1枚紙で資料2 - 4、1枚紙で資料2 - 5、それからその後に資料2 - 6がございます。

それから資料3 - 1は、13年度の評価結果についての1次意見についてというものがございます。それから資料3 - 2、2次意見の関係の資料でございます。その後に横向きになりますが、資料4 - 1。最後に資料4 - 2、実績報告書の骨子（素案）があるかと思えます。

それから、参考までにお手元に関係の資料もお配りをさせていただいております、13年度の業務評価についてということで、昨年評価をいただいた際の資料をつけてございます。

それから、13年度の業務実績報告書、そのほか独法航空研の関係の通則法であるとか研究所法、それから中期目標、中期計画、14年度計画、あとパンフレット類といった資料をお手元にお配りをさせていただいているかと存じます。

それから、分科会の開催経緯についてというのをA4の1枚紙。それから、本日施設の御視察をいただくことも予定してございますけれども、その関係の施設名を書いた紙があるかと思えます。

資料関係は以上でございますけれども、何か不足のものがございましたらお申しつけただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

なお、この資料につきましては、公表の扱いということになってございます。

#### 港湾局建設課長あいさつ

大脇課長補佐 それでは初めに、港湾局建設課長の大村からごあいさつを申し上げます。

大村港湾局建設課長 港湾局建設課長の大村でございます。国土交通省の方から一言、委員の皆様方にごあいさつを申し上げたいと思います。

本日本当に御多忙の中御参集をいただきまして、ありがとうございます。当分科会につきましてもいよいよ2期目になるということで、従来から委員として御就任いただいております先生方に加えまして、新たに秋澤先生に委員として参画をいただくということでございます。引き続き、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、昨年8月には当分科会で実績中期目標の実施状況について、「着実に実施をしている」という評価をいただきましてありがとうございました。いよいよ独法につきましても3年目を迎えているわけでございますけれども、国土交通省の独立行政法人につきましても、当港湾空港技術研究所と同時に、11の独立行政法人が発足をいたしましたわけでございます。

その後、昨年7月には自動車検査独立行政法人、これは従来、国で実施しておりました車検の業務を、全国ネットワークで実施する独立行政法人が発足をしておりますし、今年の10月には日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団という組織を母体といたします、新たな独立行政法人が発足を予定になってございます。

いずれにしても、非常に国民生活と密接な関係があります、大きな独立行政法人がこれからメジロ押しに発足をしてまいるということで、独立行政法人に関し一般国民の関心は、ますます高くなっていくことが予想されます。

したがって、行政法人の評価という問題につきましても、厳しい厳格な評価が求められるということが挙げられています。

そういった中で、政府の方でも総務省を中心としまして、政策評価についてのかなり厳格な意見が出されてございます。本日はそれらの意見の当分科会における取り扱いにつきまして、委員の皆様方に御審議をいただきたいと思っております。

それから本日、久里浜までおいでいただきましたということで、当施設について御視察をいただくということでございます。数量的ないろんな評価も非常に大事かと思えますけれども、実際にこの場所で研究をされておられる研究者の方々のお話を聞いていただくということも、評価の上で非常に大事なことだと思います。ぜひこういう機会を利用して、研究所の実態につきまして御理解をいただければと思います。

いろいろ盛りだくさんな議事がございますけれども、ぜひ実のある御審議をいただくことをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

大脇課長補佐 ありがとうございます。

#### 港湾空港技術研究所理事長あいさつ

事務局 続きまして、本日の分科会の会場でもございます、独立行政法人港湾空港技術研究所の小和田理事長からごあいさつをさせていただきます。

小和田理事長 研究所理事長の小和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は港湾空港技術研究所分科会を、私どもの研究所で開催していただき、また大変お忙しい時間を割いて研究所の実験研究施設の御視察もいただくということで、大変ありがとうございます。

早いもので、私どもの研究所が設立されてから2年余りが経過したところでございまして、現在3年目の業務を種々やり始めているところでございます。

この間、独立行政法人の制度のメリットをできるだけ生かしながら、また委員の皆様方にこれまでさまざまいただきました御指摘を踏まえながら、今日まで業務の実施に務めてきたところでございます。

本日の分科会は、来月にも開催される予定であると聞いております、平成 14 年度の私ども研究所の業務に関する評価の分科会に先立つ分科会でございまして、その前提となるべき主要な事柄についていろいろ御審議がなされる大事な分科会であると、私どもも認識、承知しております、研究所としても幾つかの用意をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本年 4 月 1 日付で、私小和田は改めて理事長の、そして隣におります石橋伊都男及び加藤忠良が新たに監事の指名を受け、就任をしておりますし、また加藤一正が新たに理事に就任をしておりますので、御報告を申し上げます。

最後に、私が申し上げるべきことだとは必ずしも思いませんけれども、きょうの御審議に何か参考になればという趣旨で、これまでの評価委員会及び当分科会の開催経過について紙 1 枚でまとめてありますので、ごく簡単に紹介をいたしたいと存じます。

上半分が委員会、下が分科会でございます。皆様方、記憶がおありのことの復習のようなこととなりますけれども、評価委員会そのものは、独立行政法人がスタートする少し前の、一昨年 2 月に第 1 回が開催されております。1 回、2 回と開催され、昨年 2 月に第 3 回でございますが、独立行政法人の業務実績の評価基準について、これが審議決定をされております。この基準に従って、それぞれの独立行政法人は、13 年度の業務実績の評価を受けたわけでございます。

それから第 4 回が、去る 3 月に開催をされておまして、業務実績の評価基準の改正について審議がされ、新しい基準が決定しております。

それから第 4 回の最後でございますが、先ほど建設課長のごあいさつにもありましたけれども、総務省に設けられております政策評価・独立行政法人評価委員会から、各省の独立行政法人評価委員会に対して出された意見について、議題に上っております。

下の私どもの分科会関係でございますが、第 1 回は独立行政法人設立前の一昨年 3 月 1 日に開かれております。このときは、3 つ目のでございますが、私どもの研究所の中期目標、これは国土交通大臣が私どもの研究所に指示するものでございますが、この案の御審議をいただいております。

半月後に第 2 回が開かれておまして、中期目標について継続的な御審議をしていただきますとともに、ただいま申し上げました中期目標を達成するための計画として、私どもが作成する中期計画の案について、御審議をいただいたわけでございます。

第 3 回が昨年 8 月 6 日に開催されまして、13 年度の私どもの業務実績などについて審議

をいただきました。

そして、第4回が本日という経過になっております。

いろいろ申し上げましたが、以上、ごあいさつを終わります。どうぞよろしく願いいたします。

大脇課長補佐 どうもありがとうございました。

#### 分科会長選任

大脇課長補佐 それでは早速でございますが、本年3月18日付で委員の先生方におかれましては、改めて委員及び臨時委員に御就任をいただいたところでございますけれども、当分科会につきましては、就任後初めての開催ということになりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令の規定に基づき、委員の互選により、分科会長の選任をお願い申し上げたいと思います。

また、分科会長の代理につきましては、分科会長が委員の中から指名をすることになってございます。

分科会長の御推薦につきまして、いかがでしょうか。

もし特段無いようでしたら、事務局からの御提案でございますけれども、前期も分科会長としておまとめいただきました、石原先生に引き続きお願いをさせていただくということでいかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

大脇課長補佐 よろしゅうございますか。

今、異議なしというお答えをいただきましたので、引き続き石原先生をお願いを申し上げたいと思います。

先生、よろしく願い申し上げます。

石原分科会長 わかりました。承知いたしました。

大脇課長補佐 それでは改めまして、石原分科会長からごあいさつをいただきますとともに、以後の議事の進行につきましては、石原分科会長をお願いしたいと思います。

先生、よろしく願い申し上げます。

## 分科会長あいさつ

石原分科会長 それでは、簡単にごあいさつさせていただきます。

先ほど小和田理事長から御説明ありましたように、平成13年2月22日から数えまして、この分科会としては正式には3回目となりますが、そのほかの会合を含めると7回になります。

この評価委員会の役割というものは、独自に決断してよろしいものと、全体の委員会に持ち上げて了解、決定していただくものと2種類あるわけですが、最初からこの分科会の権限は非常に強力であるというふうに向って、いろいろな決定をしまいいりました。

後ほど議題に上ると思いますが、今後は独立行政法人が国交省の中で数が増えるということもあるようでございまして、なるべく分科会に任せていろいろな評価をやらしてもらおうという方針が打ち出されておりますので、昨年にも増して我々の任務と責任がふえてくるというふうに住じておる次第でございますので、委員の先生方、どうぞよろしく願いいたします。

昨年、2人委員がいらっしゃいましたが、今年はそれに替わられまして、秋澤委員に新しく加わっていただいて、大変心強く思っておりますのでございます。

昨年8月6日ですか、最後の委員会で非常に緊張した会合も持ちましたけども、それ以来の集まりでございまして、本日は研究所の見学も含めまして時間を十分にとって、ゆっくり御審議いただくというふうに向っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 分科会長代理の指名

石原分科会長 私のあいさつは以上にいたしまして、まず最初の役目としましては、分科会長代理の指名でございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会令によりますと、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理すると定められております。

これに基づきまして、私は来生委員を指名させていただきたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕



石原分科会長 それでは、来生先生に分科会長の代理をお願いすることにいたします。  
よろしくお願いいたします。

## 議 事

### ( 1 ) 港湾空港技術研究所の最近の状況について

石原分科会長 次に議題に移りたいと思いますが、まず港湾空港技術研究所より、最近の状況について御報告をお願いいたしたいと思います。

加藤理事 資料は、資料 1 - 1 を用意しておりますが、御説明は前のパワーポイントを使って行いますので、セットするまでちょっとお時間ください。

申しおくれましたが、理事の加藤でございます。よろしくお願ひします。

最近の状況の中から、本日は 4 点、目的積立金と新しい施設の整備状況、最近の主な研究の実施状況、それから初めて昨年度行いました研究者評価の実施状況について御報告させていただきます。

まず、目的積立金ですが、これは昨年、平成 13 年度分につきまして、財務諸表を 6 月 28 日に国土交通大臣に提出しております、そのとき損益計算書で出てきました総利益の 4 億 3,000 万円の大部分は 3 億 6,000 万円の還付消費税で、我々が努力した金額じゃございませんので積立金として処理しまして、あと我々の努力しました残りの金額を、それぞれの目的の積立金として承認を得ようといいたしました。

申しわけございませんが、6,300 万円という数字を御記憶ください。

次、お願ひします。

国土交通大臣は承認をしようするときは、まずあらかじめこの評価委員会分科会と、親委員会の意見を聞かなければならないということと、財務大臣に協議しなければならないという 2 つがあります。

石原分科会長より、「剰余金を生み出した独立行政法人の並々ならぬ経営努力を高く評価すべきである」という特別の意見書を評価委員会の木村委員長あてに出していただきました。

次、お願ひします。

これは皆さんのお手元にコピーはつけてありますが、国土交通大臣から理事長の小和田に届きました承認でございます。平成 15 年 3 月 10 日、半年以上おくれて承認が来ており

ますので、目的積立金として積み立てたのでありますが、取り崩しは平成 14 年度にはいたしておりません。

次、お願いします。

それで結果としては、先ほどの 6,300 万円ほどから 400 万円ほど一般管理費相当分が引かれまして、トータルの利益 4 億 3,000 万円は変わりませんが、引かれたものが積立金の方に回りまして、了承いただきました。御報告いたします。どうもありがとうございました。

次、お願いします。

その次は実験施設の整備状況です。平成 15 年 3 月、ほんの 2 カ月ほど前でございますが、沿岸化学物質メソコスム実験施設が完成いたしております。本日の見学コースにも入っておりますけども、完成したばかりでございます、これから実験が始まるという施設でございます。

これは、沿岸の化学物質が海底に有害な物質がたまっておりまして、それが生物にどのような影響を与えるか。あるいは行く行くは我々人間にどういう影響を与えるかということ調査する目的で建設しておりますが、一番最初に急いでやらなきゃいけない課題が現在ございます。

ロンドン条約というのがございまして、海洋に物を投棄するときには、その安全性を確認しなければ投棄できないことになります。恐らく数年後に日本がその条約を批准する動きでございますので、それを批准しますと、かなり厳密な安全チェックをしなければならない。しかも、有害化学物質一つ一つについて基準を決めるのではなくて、それらが生物に複合して作用したときにどうなるか。あるいは新しい化学物質が出てきたときに、その安全基準をつくるのに大変時間がかかりますので、それも含めて生物にどんな影響を与えるかというか、生物を使った安全性のチェックが必要になってきます。そのための、日本でどういう生物を使って、どういう安全チェックをするかという手法の開発を、2 年ないしは 3 年でやらなければいけないという目的でこれを使う予定でございます。

それから、現在詳細設計をやって、今年度末までに完成する予定でございますが、海上漂流油回収環境再現水槽、タンカー事故などによって海上に油が流出した場合、それをいかに効率的に回収するかというのが主な実験目的でございますが、海の上ですと流れがありますし、波がありますし風が吹きます。それから油の場合は粘性、べとべとの状況が回収装置の効率等に影響しますので、全体にそういう外力を与える装置と、それから水槽全

体の温度をコントロールするという装置を持った水槽でございます。

次に、最近の主な研究をかいつまんで御説明します。まず、高潮・高波・津波の高精度評価手法と沿岸防災技術の研究につきましては、今まで以上に高精度の予測を行うことによりまして、防災をハードとソフトの面から行う必要があるんですが、その両方に役立てるために、一つには、今現在の防災施設の防護水準がどの程度であるかというのを、より詳細に検討しようということと、もう一つは、地球温暖化等によって高潮が非常に大きくなる可能性がありますから、そういったものを精度よく評価をしよう。あるいは、台風が近づいてきますと高潮がどんどん起こるわけですけども、よく天気予報なんかで言っておりますように、大潮と重なるとか、そういうリアルタイムの情報を数値計算で出しながら、皆さんに提供していこうといったことを目的としたシミュレーション精度の向上を目的としております。

次、お願いいたします。

地震関係では、現在港湾施設にたくさん地震計を持ってありますが、そこで観測されたいろんな方向からの地震を重ね合わせることによって、非常に大きい地震が来たときにどうなるかという予測の開発です。

きょうの見学のコースの中で恐らく説明があると思いますが、地盤と上の構造物との相互関係の問題、あるいは、こういった地震の研究成果を世界の標準化に向けて、ISO等の国際機関に働きかけていくという努力を含めて行う研究でございます。

次、お願いします。

港湾における長周期波に関する研究では、通常の波は10秒前後の周期でございますが、最近問題になっておりますのは、周期の長い1分から数分程度の長周期の問題でございます。見た目にはほとんど気がつかないような波なんですけど、周期が長いために大きな船がゆっくり岸壁のところで揺れる。数m、5mとか10m近くにわたって揺れる。そのために係留装置が壊れたり、いろんな問題が起こります。

これをどういうふうに対策をとるか。ここでやったのは一つには、護岸の岸壁の後ろ側をかなり透水性を高くしまして、その中に海水が出入りすることによるエネルギーロスを利用して、その長周期の波を吸収しようというやり方です。

それからまた、係留システムそのものの研究もやっております。

次、お願いします。

沿岸におけるリサイクル技術の研究につきましては、大量に発生します石炭灰や鉄鋼ス

ラグ、これはそのままですと何らかの処理をして捨てなきゃいけないわけですが、そのコストがかかっている。さらには、しゅんせつ土砂を大いに有効に利用するために、これらをリサイクルとして港湾施設の中で使おうと。ただ材料的に、強度が十分じゃないとかいろいろ問題がございますので、適切な処理をして、地盤として使える格好にして使用する。そうすることによって、天然資源を節約することができたり、その処理の過程で気泡を入れたりいろいろと軽量化を図ることによって、護岸、岸壁等の施設自体がまた安くなる。建設コストの削減等をねらった研究でございます。

次、お願いします。

先ほどメソコスム実験装置、実験水槽が完成したと申しましたが、あそこには緊急な課題は先ほど申したとおりでございます。もっと大きくは、海に流れてきた化学物質が食物連鎖を通じまして、どんどん上位の生物に蓄積、濃縮されて、最終的には人間の口の中に入ってくるという過程を、基本的に解明しようという研究をこれからスタートいたします。

次、お願いします。

昼の食事のときにもお話が出ましたが、東京湾の我々はちょうどこの位置に今いますが、そこと対岸の金谷の間をフェリーが毎日十数往復しております。そのフェリーに現在は流速計、近々水質計も入れますが、それを搭載しまして、往復しながら、湾口の物理環境、生物環境、化学環境を調査する予定でございます。

東京湾は背後からいろんな生活、産業活動に伴う負荷がかかっておりまして、入り口の湾口を通じて、外海と満潮、干潮で海水が出入りしております。いわば、東京湾は1日2回深呼吸をしているような状況でございます。その呼吸をしているところに入ってくるもの、出ていくものをモニターすることによって、常に中の状況をリアルタイムで把握しようという試みでございます。

港湾工事は海中で行うことが非常に多いんですが、海中は非常に危険であるということと、視界が非常にきかなくて、陸上に比べるとテレビモニター、カメラなどは使えないということで、暗闇の中でも物をつかむ。つかんだ状態がこちらのオペレーターの方にダイレクトにその感触が返ってくる。あるいはつかむごとに物の大きさが少しずつ画面に出てきて、どんな物体があるかがわかるといった研究が進んでおります。

次、お願いします。

これはきょう紹介する最後の研究でございます。港湾施設は整備してから随分時間がたっているのもございます。一時期は大変急速に整備しましたが、随分時間がたって、現在

になってみますと、至るところでよく陸上でもコンクリートがはげ落ちるという問題がありますけども、海の場合はさらに塩分がございまして、材料にとっては非常に厳しい環境になっております。

ここにありますように栈橋の上部工がとれたり、それから鋼管杭の腐食で栈橋が壊れたり。こうなる前に、現在の状況がどういう状況であるかということ、診断・検査する技術確立し、この状態で放っておくと、あとどの程度施設が使えるかという予測する技術。施設の寿命を伸ばすためには、どんな対策を考えなければいけないかという、ライフサイクルマネジメントに関する研究を行っています。

例えば、本来ですと建設してから時間とともにどんどん劣化していくんですが、この線が使用限界だとすると、それより早く前に見つけて対策をとることによって延命化が図れるということを目指した研究でございまして、現在の社会資本の供用年数を長くして、有効に利用しようという研究でございまして。

以上でございます。

続きまして、研究者評価の実施状況について御説明を申し上げます。

次、お願いします。

我々の方の研究者評価の目的は、評価を受ける研究者が独創性と創造性を発揮できるような環境をつくり、被評価者の研究意欲を高め、研究活動を活性化し、よってすぐれた研究成果を効果的、効率的に生み出すことを目的としておりまして、信賞必罰をおこなうためのものではありません。

導入の簡単な経緯でございまして、平成 13 年度中に骨格案を作成しまして、14 年度に入ってすぐ評価要綱を策定しました。平成 14 年 7 月、約 10 カ月ほど前ですが、この要綱を研究者に周知し、平成 13 年度の研究業務実績について研究者評価を実施いたしました。

対象としましたのは、研究室長以下を被評価者といたしております。と申しますのは、13 年度に 6 カ月以上研究を行った者を対象にした関係上、人事異動等によって 8 割方部長がかわっていったということもございまして、通常の研究者評価のやり方を、部長に適用するのは、もう少し検討して、別の評価もあり得るかなということもございまして見送っております。

12 月にはその結果を被評価者、いわゆる研究者に通知しまして、その結果に基づきまして高い評価を受けた者を中心に、いろんな処遇をいたしております。

研究者評価をするに当たっているような項目を設定しましたが、大きくはこの 7 つの項

目。研究遂行の管理、研究意欲、業績、行政支援、成果の普及、外部の評価、その他。この項目の下に、さらに評価細目がたくさんございまして、詳しくはお手元の資料の一番最後のページについているかと思いますが、それだけの細目について行っております。

研究者評価を実施して約3カ月ぐらいたった後に、この評価項目細目でどうでしたかというのを被評価者全員に聞いてみますと、「現状でこれで十分よい」というのが約67%、それから「こんな項目を追加してほしい」という方が18%、大体この評価項目で我々のところでは研究者に受け入れられております。

次、お願いします。

評価手順は、まず最初に、先ほども御説明ました評価項目細目について、主任研究官、研究官、研究員の方は自分でその書類をつくりまして、申告書を室長に上げます。研究室長は彼らが気がついていない大変いい業績について、プラスアルファのコメントをつけ加えて部長に上げます。と同時に、自分自身の自己申告書も部長に上げていきます。部長のところでは、このグループの1次評価を行って統括研究官に上げます。

部長も自分自身で自己申告書を書いて統括官に上げ、ここで2次評価をして、理事長のところでは全部の資料を上げて、最終的に理事長のところでは最終評価が下される。

この評価結果はぐるっと回ります。評価結果は文書で連絡しますが、部長を通じましたもとの室長、あるいは主任研究官以下の皆様に連絡が行く。そうしますと、受け取った方はすべて、どうしてこうなったかという説明を求め、それから自分自身の意見を述べることができるシステムにしてあります。

次に、評価結果の通知書を2例ほど見ていただきます。

このシステム全体の中で、特にこの「公明性、正大性、それからお互いに意思の疎通を目的にしている」、ここの部分ですね、「説明を求め、意見を述べることができるというやり方はどうですか」という問いに対しては、「適切である」という方が84%、「適切ではない」という方が8%。「適切でない」というのは、この方法はよいけども、誰にいつまでに、文書で言うのか、口で言うのか、その辺がはっきりしないという意見で、もう少し具体的にやり方を書いてほしいという意味で、適切でないという意見でございました。

これは、ある研究部のある方に、実際に出した評価結果の通知書でございます。赤いのが本人の得点で、白い少し隠れているのがそのグループの平均値でございます。この方について見ますと、研究管理、研究意欲、研究業績が非常に高くなってございまして、外部の評価も非常に高くなってございます。

ところが行政支援の方は、この方自身で比較しますと落ちているという状況でございます。これに対してこういう結果と、もう一つ、それぞれ各人を意識した理事長のコメントがついておまして、この研究者については、行政支援については高い評価となりませんが、普通はここで「もう少し行政支援を頑張ってください」とやるんですが、これはしておりませんで、「引き続き、得意の分野に精力を注ぎ込んでいくことを期待しております」と。したがって、スーパーマンを養成しておるわけではございません。何でもできるんでなくて、この方の場合には「研究業績をもっともっと上げてほしい」というコメントでございます。

次、お願いします。

もう1人の方は逆でございますが、対外的評価、成果の普及、行政支援は非常に高いんでございますが、研究業績は少し低くなっております。したがって、「非常に高い部分は高く評価します。今後期待することは、研究業績が必ずしも高くないので、もう少し質の高い論文を執筆していただくよう期待します。基本的には、研究業績が上がっていくと行政支援も外部評価も成果の普及もできるわけですから、ここは低いところをもっと高くすることを期待する」というコメントをつけております。

次、お願いします。

今のお二方は、ここで皆さんにこれを説明するというのを、名前は伏せるということで前持って了解はいただいております。

評価結果の処遇への反映でございますが、理事長表彰（副賞つき）を6名出しております。特に高い評価を得た者を中心に、こういう処遇をしてあります。

それから広報誌、きょうも配られていると思いますが、その中に研究者の評価の高かった研究者の紹介をしております。

さらに、個人じゃなくて、特に高い評価を得た研究者が所属する9研究室等に対して追加の研究費を配算しております。

さらに、新春講演会を一般の方を対象に正月に行っておりますが、そのときの講演の講師を1名の方をお願いしています。

それから、2カ月程度の中期留学に、費用はすべて研究所持ちで行ってもよいという権利を付与しております。これはただし、1年以内に出発することという条件がついておまして、本人が相手方と色々な調整をして、本人自身の研究の都合もございまして、1年間のどこで出発して行ってもいいという条件つきで、現在1名の研究者に権利を付与し

ております。

被評価者に対して、この処遇はどうだと聞きますと、「これ以外にはないんじゃないか」という方が 69%、「もう少し配慮がほしい」というのが 10%、「追加」が 21%。

「追加」の 21%は、我々のここの処遇の考え方にも関連するんですが、どの処遇もすべて給料とか昇格には関連しておりませんで、いわゆる経済的な処遇は現在行っておりません。「ちょっと追加をしてほしい」というのは、いい成果を上げたときは給料を上げてほしいという意味の「追加」でございます。

それから「もう少し配慮がほしい」というのは、せっかくいい評価が得られたのに、新春講演会の講演だとか、こういう記事を書いたり、そういうさらに負担がかかるようでは困る。その辺は負担がかからないように配慮してほしいという意味の「配慮」でございます。

次、お願いします。

研究評価結果のその他の活用としましては、自己申告書の中に自己評価の欄があって、そこには業務遂行上の障害がもしあったら、それを書いてくださいという欄がございます。いろんなことを書いていただいております。

その中に、「契約のおくれ」だとか、「事務手続の煩雑さ」とか「見学対応で費用負担が大変だ」とか、いろんなことが書かれております。それを多い方から順番に 5 つをここに示してあります。これも研究環境を変えるという意味において、いい環境にするということとで重要なことだと考えております。

最後にもう一つ、これは研究者評価の結果の、各人それぞれのポイントを縦軸にとっています。横軸は所内のグループを A から I までのグループにグループ分けてしています。研究所単位でやってもいいんですが、研究所単位でやりますと個人が特定できる場所がありましたので、グループ単位に分けています。

A から I にどのように並べたかといいますと、そのグループの中で最も得点の高かったポイントを、そのグループのポイントとして A から I の順番に並べております。したがって、上側の実線が右下がりの直線になるのは当然ですが、下側の破線がやはり同じように、ほぼ平行に右下がりの状況になるということがプロットしてみてもわかりました。

これが何を意味していて、しかもこれを研究所の運営にどのように生かすことができるかということは、今細かな検討を加えておるところでございます。

例えば A のグループですと、これはそれぞれのグループでその指導的な立場にある者が、



かなりそのグループを引っ張っていると考えることもできます。全体を押し上げていると言うこともできます。

逆に、たまたまこのグループにはいい研究者ばかり集まって、ここにはまた逆の状況になっているという見方も、場合によってはできるかも知れませんし、このグループの一番低いところがこのグループの一番高いところですから、このグループで幾ら頑張っても、このグループには追いつけないということを意味しているのかもわかりません。そういったところで、少しこれについては詳しい状況を分析して、研究所運営に生かしたいと、こういうふうな研究者評価の結果の活用も、現在考えているところでございます。

以上でございます。

石原分科会長 以上、4つの項目に関して、現実について御説明いただいたわけですが、質問あるいは御意見ございましょうか。

それではこの件につきましては、現状をお伺いするというのが主な目的でございましたので、これで一応終わらせていただきたいと思います。

これから見学会などございますので、その時間を使って御質問など、個々にしていただいたらどうかと思っております。

そうしますと、この後はすぐ施設の視察をしていただいて、その後3時ぐらいから分科会を再開するという予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

〔施設内視察〕

- (2) 「業務実績評価に関する基本方針」等の改正について
- (3) (総務省) 政策評価・独立行政法人評価委員会意見について
- (4) 平成14年度の業務実績について

石原分科会長 それではちょうど3時になりましたので、引き続き分科会を再開させていただきます。

まず最初に、本年3月18日に開催されました、第4回国土交通省独立行政法人評価委員会というのがございまして、そこで審議が行われて、変更された点が3点ございます。これについて、最終的な文言調整を木村委員長に一任しておりました。

中身を申し上げますと、まず第1が、国土交通省独立行政法人の業務実績評価に関する

基本方針、これは昨年業務実績評価をしていただきましたが、その基本方針に関する変更が第1です。

2番目が、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則の変更が若干ございました。

3番目は、分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について、変更がございました。

これらの中身について事務局から御説明をお願いしたいと思うんですが、この3つの説明を全部終わってから質疑応答に移りたいと思っておりますので、事務局から説明よろしくをお願いいたします。

鎌田専門官 港湾建設局におります鎌田と申します。座って説明させていただきます。

先ほど分科会長の方から、3つの改正のポイントについて御説明がありましたけれども、詳細につきまして資料に沿って説明させていただきます。

まず、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針の変更について」でございますが、3月18日にお諮りしたものと内容的に変更はございません。ただ、そのときに御出席されていない委員もいらっしゃいますので、改めてご説明申し上げます。資料につきましては資料2-2を見ていただければと思います。資料2-2に新旧がついておりまして、その一番最後のページに、横長の四角で囲って矢印がついた資料がついていますが、それを見ながら説明をさせていただきたいと思います。

この基本方針の大きな変更につきましては、1つは従来は業務運営評価と、個別業務評価、いわゆるアカウントビリティ評価、それにプラスいたしまして自主改善努力という3つの評価がありましたが、平成13年度に実際に評価を行ってみて、多くの委員の方々から、アカウントビリティ評価だけを個別に行うのは非常に難しいのではないかとといった御意見がございましたので、左側にあります個別の業務運営評価と一体的にしまして、それを一つの評価、それからプラス自主改善努力評価の二本柱に評価の方法を変更いたしております。

それから、業務運営評価の中身でございますけれども、13年度につきましては、中期計画に照らして着実な実施状況にあるかどうかという2段階評価でありましたが、それにつきまして、0点から3点までの4段階で評価をするという形に変更したいと思っております。

その各点数の中身でございますけれども、2点がいわゆる満点ということになっております。それでは、3点というのはどういうことかということ、それにプラスアルファのボー

ナスという理解でいただければと思います。中期目標の達成に向けて、着実なというよりもむしろそれ以上に、「特にすぐれた実施状況にある」と認められる場合は3点を。「着実な実施状況にある場合」、これがいわゆる満点ですけれども2点。それから1点が「おおむね着実な実施状況」。0点の場合は「業務改善が必要である」という形です。

昨年は29項目ございましたけれども、今年度は27項目と聞いておりますが、それについてそれぞれ点数をつけることになります。

石原分科会長 今のは資料2-1の5/6ページというのがございますね。そこに新たな採点の一覧表が出ておりますので、これをごらんになっていただけたらと思います。

事務局 恐れ入ります。5ページのところに3点、2点、1点、0点の考え方がございます。

それから次に、総合評定でございますけれども、各項目ごとに点数をつけておりますが、2点が満点でございますから、その各個別のものをすべて足し合わせますと、満点を超えるケースがあるかと思えます。この満点を超えたものについては、総合評価は順調とすると。合計した点数が満点の70%以上、100%未満という場合であれば、おおむね順調。それから70%未満の場合は要努力という、この3段階評価という形に変更いたします。さらに従前から行っておりましたけれども、自主改善努力、中期計画の項目以外のところで、いろいろな創意工夫によって業務改善が図られている場合には、それをコメントとしてつけ加えまして、それを評価とするという形で改正してはどうかということで、国土交通省全体の委員会の中では決まっております。

ただ、これはあくまでスタンダードということですので、状況によっては、もし委員の方々が港湾空港研究所の分科会においてはふさわしくないのではないかと考えられるようであれば、変更することは可能ですけれども、その場合にはきちっとした、どういう考え方でこれによらないのかという説明が必要になってくるのではないかとということでございます。以上が、業務評価の基本方針の変更の内容でございます。

引き続きまして、資料2-3と資料2-4になりますが、評価委員会の運営規則の変更について説明いたします。これについても、3月18日と変更ございません。内容といたしましては、今回あいさつの中でも話がありましたけれども、今年の10月から独立行政法人が相当程度、7法人ふえるということで、全体の委員の数が相当多数になるということが背景にございまして、全体委員会については原則委員のみの参加となります。ただし、審議の内容等によっては、議事に非常に密接な関係のある臨時委員にも御出席いただくこと

がございますという趣旨の改正でございます。資料2 - 4に、その変更箇所について新旧をつけてございます。

続きまして、「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」ということで、資料2 - 5と2 - 6でございます。資料2 - 6を見ていただければわかりやすいかと思えます。先ほど分科会長の方から冒頭にあいさつでもございましたが、より分科会の役割というものを非常に重要視させようと。これも先ほど申しましたけれども、このままいくと評価委員が74名になるということで、相当多くなるということがありますので、分科会の権限強化を図るということで、従来は委員会の議決を必要としていた事項、右側でございますけれども、1 . の方に入っていた項目のうち、各事業年度の実績評価を受けて、業務改善の勧告などを行う場合について、それから国土交通大臣が中期目標の策定や変更を行ったり、中期計画の認可やその変更の中でも特に重要なものを行うに際して委員会として意見の具申を行ったりする場合について、これまでは委員会の議決を必要としていたのですけれども、それらについては分科会の議決をもって、委員会の議決とできるように規則を改正いたしております。

ただ、附則のところでございます、「1 . ( 3 ) 主務大臣への意見具申」関係につきましては、緊急上やむを得ないということで、従来からも附則の中でそういうことを分科会で決めるということになっておりましたので、実質的には( 2 ) の業務改善の勧告の関係だけが、分科会の方に移行しているという改正でございます。

以上でございます。

石原分科会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして分科会事務局より、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出された意見というのがございまして、これは第1次と第2次と2つございますが、これについて御説明をお願いいたします。

鎌田専門官 引き続き、ご説明いたします。13年度の独立行政法人の業務実績評価を踏まえて、総務省にございます政策評価・独立行政法人評価委員会の方から、国土交通省の評価委員会の方に、2回にわたりまして意見が提出されております。

1次意見につきましては、各法人ごとに意見が述べられておまして、4ページを見ていただければと思います。その中で業務運営の効率化の評価に際して、外部委託を行う場合の評価について、例えば「法人が直接実施した場合の総コストについて適正な比較を行うこと」ですとか、あと「委託先の選定に当たっては、競争的条件もあるかないかを確認

すること」ですとか、「契約の継続状況、それから成果物の品質管理の状況といった点に着眼した評価を、可能な限り行うべき」といった意見が出てございます。

これにつきましては、港湾空港技術研究所に限った話ではございませんで、ほかの多数の研究所等に対しても意見が出されている内容でございます。

また、2次意見につきましては、各省庁で所管しております独立行政法人評価委員会の評価全体を横並びで見まして、今後の評価に当たって、厳格性、信頼性の一層の向上のために必要と認められる事項を、いわゆる評価のための準則という位置づけで、総務省の評価委員会の方から意見が出されております。

これはかなり広範囲に、網羅的かつ細かいところまでいろいろ細かい指摘が出ておりますけれども、総務省といたしましては、この意見を次回の評価に反映するようにという意向を持ってございます。

そういう意味で、ことしの夏に予定しておりますけれども、具体的に14年度の実績の評価を行うに当たって、そういう意見を可能な限り尊重した形で評価を行う必要があるということでございます。

国土交通省全体でも、対応方針をどうするかという検討がいろいろなされていましたが、最終的には分科会の判断ではないかという状況になってございます。

今回、港湾空港技術研究所の分科会として、どのような対応をするかということになりますけれども、評価に当たりまして、まず研究所の方で業務実績報告書を作成することになります。今回、研究所の方で報告書の作成方針を作成しております。その中で、報告書をまとめるに当たって総務省の評価委員会の意見をどのような形で取り入れるかというあたりを、意見ごとに逐一一覧表にしたものを資料4でつけてございますので、その説明を聞いていただいた上で、いろいろと御議論していただければと考えている次第でございます。

石原分科会長 次に、今の話の続きになりますが、後で十分御意見をお伺いする機会があると思いますのでもうちょっと聞いていただきたいのですが、平成14年度の業務実績報告書の作成、いわゆる昨年度でございますね。その方針及び14年度の業務実績の概要について説明していただきますでしょうか。

加藤理事 引き続き説明させていただきます。

説明に入る前に、簡単ではございますが、昨年の評価結果について委員会からいただいておりますので、皆さん御存じとは思いますが、お礼を兼ねて説明申し上げます。

右側の方に積んであります資料の一番上の資料でございますが、「13年度業務評価について」という、木村委員長から理事長・小和田に届いておる評価結果の通知でございます。

その下の厚い製本資料が昨年提出しました業務実績報告書です。

簡単に御説明させていただきます。評価調書をめくっていただきますと、業務運営評価については、数ページにわたって29項目の評価項目がございまして、それぞれについて「着実な状況にある」、あるいは「ない」という、どちらかの方に をつけるという評価シートでございます。

その他のコメントがところどころついています。これを数ページめくっていきますと、ずうっと がございまして、枠囲みの文章が出てくるところで、4枚目か5枚目になると思いますが、「順調」に がついているところがございます。それが29項目全部に がついていた場合にのみ、「順調」のところに がつくという評価でございます。それでコメントがついておる。この場合、我々のところは「順調」という評価をいただいております。

その次にもう1枚めくっていただきますと個別業務評価、これは先ほどの説明にありましたように、平成14年度からなくなる項目でございます。平成13年度については個別業務評価（アカウンタビリティ評価）というのがございまして、これは一括して1つで「良好」・「要努力」、どちらかの判定がつくようになっております。昨年の評価では「良好」という評価をいただいております。

もう1枚めくっていただきまして、これが最後のページになりますが、業務運営評価が「順調」の場合は2に がつきまして、それから個別業務評価については1。足して総合的な判断で3、2、1、0の4段階評価の3という評価結果をいただいております。

その下には自主改善努力についても、「自主改善努力が認められる」という評価をいただきまして、昨年は大変ありがとうございました。

簡単でございますが、昨年の評価結果のお礼と御報告でございます。

続きまして、先ほど事務局本省から説明のありました、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出ております意見、特に1次意見につきましては、非常に概略の意見であったということと、これはそっくり2次意見の中に含まれているので、ここでは2次意見の対応について取りまとめた資料でございます。資料4-1でございます。

総務省の1次意見、2次意見は、各府省庁から出てきました平成13年度の業務実績報告書を横断的に分析、あるいは審議を進め、次回以降、独法評価の厳格性、信頼性の一層の向上のために何が必要であるかということをもとめたものというふうに位置づけられてお

りまして、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会では、これが今後の評価活動の基準となるようなものという位置づけがされておるものでございます。

したがいまして、総務省から各省庁の評価委員会に出されておりまして、直接我々評価を受ける方の立場から見ますと、直接はこれは関係しないんですが、評価を受けるということから考えますと間接的にいろんな関係が出てきます。

これを受けてどういう評価をするかにつきましては、各評価委員会あるいは分科会にゆだねられておることでございます。ただ、私どもとしましては、今、業務実績報告書をつくっている関係上、こういったものに対してなるべく分科会の委員の先生方に評価していただきやすい形で、業務実績報告書に記載することを心がけようと思っております。その方針について、少し御議論いただければと思っています。

資料4 - 1の1ページの左側半分が総務省評価委員会の2次意見を、前書きの部分は外して本文全文を書いております。

それに対する右側で我々の対応、「こういうふうに考えておりますが、いかがでしょうか」という考え方、方針等が書いております。

例えば、1ページの一番上の段は、これは全文読み上げると随分時間がかかりますので、下線の部分だけ注目していただきたいと思います。一番上の段ですと、「業務の実績と中期計画あるいは目標との間に乖離が生じた場合」ということがございます。そのときは、それを把握して評価を考えなさいという趣旨でございます。我々ができることは、例えば具体的には研究成果の発表の論文数というのは、目標値と実績がかなり今離れております。それから、予算、収支決算、資金計画でも目標数と実績値が今離れております。こういったものが出たときには、業務実績報告書の中にそういう差が生じた発生事情、あるいは理由のようなものを、かなり明確に記入することで対応しておきたいと思っております。

この2次意見の中には、今度評価していただく、平成14年度実施報告書の中で既に評価が始まるものもございまして、今後平成15年以降の評価委員の皆様方の御活動に関する記述もございまして。

それで、14年度実績報告書の中で、我々がこういうふうに対応したいというのは、右側の欄に\*で書いてございまして、15年度以降について、今後の活動に関係するような方針、基準のようなものは括弧書きで書いております。そういう区別を右側ではしております。

大変重要なことなので少し時間がかかるかと思いますが、順次説明していきたいと思っております。それからダブリがございまして、そのところは飛ばしていきたいと思っております。

また、国土交通省あるいは我々に直接関係ないところは、そのまま飛ばさせていただきます。

1 ページの 2 段目でございますが、政府の重点化方針を考慮に入れなさいということで、具体的に研究の重点的実施の項目では、総合科学技術会議や港湾局の技術開発ビジョンにおける方針を踏まえた研究を実施しているという内容のことを、具体的に記載したいと考えています。

法人のトップマネジメント、明確な経営戦略、あるいは法人の長のリーダーシップを發揮した的確な業務運営が行われているか等につきましては、業務実績報告書の最初のところに、トップマネジメントに関する体制等について記載する予定にしております。

2 ページの上段 2 段は省略させていただきますと、3 段目になりますと、2 年以上たった法人については経年比較を行いなさいということが 2 次意見で言われております。それに対して我々は業務実績報告書の中で、数値目標としているものについてはすべて経年のデータ、年度比較ができるデータをつけますし、数値目標でなくても、数値が具体的に出てくるようなものにつきましては、例えば一般公開したときの来所人数が何名とかいうのは経年比較ができるような格好で、報告書に盛り込みたいと考えております。

中間的な、これは\*はつけておりませんので、14 年度実績報告に関する評価ではございませんが、中間的な調査・分析を行いなさいということに対しては、もう少し幅広く主要な情報を皆様に日常的に提供していきたいと考えております。

3 ページの上段は、業務のあり方等の方向を明確にする評価を実施しなさいということで、中期的視点、我々の場合 5 年間ですが、それを踏まえつつ行いなさいと。したがって報告書の中では、どの項目につきましても中期計画達成の見通しを記載することで対応いたしております。

評価結果を実効的に反映させるための評価方法の改善の検討で、具体的には分析あるいは評価の単位をできる限り細分化することということに関しては、先ほど本省の方から説明がございましたように、2 段階評価が 4 段階評価に今度変わるということで、分析は対応できております。

評価項目につきましては、我々のところは昨年 29 項目について評価をいただいております。国土交通省のほかの研究業務を主な業務とする独法についてちょっと調べてみましたところ、6 機関のうち 4 機関の評価項目数が 19 以下でございますと、我々のところは 29 でございますから遜色がないということで、今年度も 29 項目で評価をいただこうと考えて



おります。

その次の下は、この後、きょうの最後に次回の日程を決めるところで議論になるかと思えますので省略します。

それから4ページでは、高い業績を上げた役職員に適切な処遇が行われているかどうかという評価をなささいということで、研究者評価の実施におきまして、評価結果を処遇に反映するという状況を、具体的に細かく丁寧に書いておこうと考えております。

5ページの上段は何度か出ていますが、4段階評価になったということで、もう対応ができていないのではないかと思います。

5ページの中段では、評価項目の中の目標値を、できるだけ定量的な目標値を盛り込むようになささいということがございます。これにつきまして、先ほどと同じように他の研究機関を調べてみましたところ、我々が実際に数値目標を中期計画で掲げておるのが12項目ございますが、ほかの研究機関は5、5、7、12、10、12で、決して少ない方じゃない、遜色ないということで、これについても従来どおりの目標値を持つ項目数でいきたいと考えております。

これは少しダブるんですが、業務実績が数値目標を大幅に上回るような場合、我々のところだと論文数目標値65に対して、現在120を超えておりまして、現在倍近くなっております。こういったものについては、どうしてそうなったかという事情と原因のようなものを分析した結果を記載しておきたいと考えております。

6ページの中段でございますが、評価に当たっては法人の業務の顧客や受益者の見解の活用を図りなさいということに対しては、アンケート調査を実施した結果がございまして、それを具体的に報告書に盛り込んでおきたいと考えております。

それから、法人の長や理事からのヒアリングの積極的実施を検討なささいということに関しては、これまでも適宜実施されていると我々は認識いたしております。

7ページに1つございます。監事の監査結果、あるいは会計監査人の監査報告書・意見等を活用なささいということに対しては、財務諸表の表紙のところ、監事の監査意見書及び会計監査人の監査報告書が添付されているところでございます。

8ページにまいります。中期目標を達成するために行われるすべての業務の評価の実施は、運営費交付金を用いて行う研究だけでなく、受託研究につきましてもすべて記載いたしております。

次のはアンケートなので省略させていただきます。

それから、個々の業務の実施状況を中期計画と照らして分析ということについては、各研究実施項目が 120 ほどございますが、進捗状況について記載をいたしております。

論文何編という場合に、論文はどのような質の論文であるかということに記載しなさいということについては、私どもは中期計画の時点で既に査読付論文というふうに、明確に限定をいたしております。

画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることとならないようにということで、研究評価を実施しておりますが、その研究評価の内容について詳細に記述しますので、それを御参考に評価いただければと思っています。

9 ページ、ちょっと右側がワープロミスですれていますが、\* が 3 つございますがこれは 1 つでございます。アンケート調査においては、どういうふうなアンケートを行ったかというのも、評価するときには考慮に入れなさいということがございますので、アンケート結果を記載する際には、その調査方法についても説明を加えておくということにしております。

それから第 2 項の指摘「想定していた参加定員等の達成状況を把握した評価」でございますが、いろんな独立行政法人がございまして、我々には該当しないのではないかと考えて、記載は今のところ考えておりません。

それから、第 3 項目の 3 項の指摘で、「要請等がなく業務の実績がなかった場合」は、これは該当はございません。

突発的な業務についても該当がございません。

10 ページの上段でございますが、計画と実績に差異がある場合の発生理由、これは予算の収支計画及び資金計画の受託関係で出てくる可能性が非常に高まっております、これについてはそれに至った状況、理由等を記載する予定にいたしております。

それから消費税相当額については、今後適切な管理にしていくつもりでございまして、14 年度実績報告書には記載する内容ではございません。少し触れることにはなるかと思いますが、適正に管理する、今後ずっとやっていくという方針でございます。

短期借入金の実績がなかった場合、あるいは財産の処分がなかった場合は評価は行わない。実際、我々のところはこの 2 項目とも実績がございませんので、今回の評価委員会では評価は行われぬものと理解しております。

該当なしも飛ばしていきまして、運営費交付金の収益化について、成果進行基準あるいは期間進行基準を適用する範囲を拡大することについて、法人における検討を要請しな

いということがございますが、我々のところは研究業務型独法でございますので、現在行っている費用進行基準を今後も適用していきたいと考えております。

それから 12 ページでございますが、公務員の人件費の状況等を一般の情勢に照らして、適切な支給状況であったかどうかについては、実態を把握して評価となっております。現在、公務員に準拠しました給与体系を採用いたしております。

「法人の努力による自己収入とそれ以外のものを区別した評価」については、それらを区別して報告書に記載する予定でございます。

受託費の獲得は、先ほどと同じことのダブリなので省略させていただきます。発生事情等を述べます。

13 ページにまいりまして、業務の質・量の実質的な低下が生じないことと、節減額をそれぞれ定量的に把握し、当該業務全般の効率化について定量的に把握して評価を下さいということに対しては、一般管理費削減の内容と削減額を記載するというので、評価報告書の中では対応していきたいと考えています。

その次は対象外でございますが、13 ページの一番下が、先ほど 1 次意見で出ていた意見にかなり近い話ですが、外部委託に関する評価に当たっては、総コストの適正な比較を行いなさいということでございますけども、基本的に保守・点検業務、あるいは清掃・警備業務等定型的な外部委託が通例となっている業務は、このコスト比較の対象外と我々は現在認識しております。

14 ページは該当ございません。

15 ページの上段、施設・設備に関する計画の実施状況に関しましては、実施状況を記載しておきます。

それから、弾力的な組織・管理につきましては、「組織運営」の評価をいただく項目の中に、フレキシブルな組織運営をいかにやっているかという状況を記載することにしております。

16 ページの上段は、先ほど本省から説明のあったものでございます。

下段は対象外でございます。

17 ページの上段は、中期目標、中期計画、年度計画と、これに対応した業務実績等を評価書に評価結果と対比して記述して公表するとなっておりますが、昨年と同様、今年度も中期目標、中期計画、年度計画に記載して、これらに対応した業務実績を記載する予定でございます。

それから2段目ですが、分析・評価が網羅的に行われることが明らかになるように、その事実を簡潔に評価書に明記していただきやすいように、網羅的に報告書には記載する予定でございます。

これは先ほど説明しました、13年度評価調書の右側のコメント欄のところにぼつぼつ入っていたのが、これら全部にコメントに近いことを入れなさいということだろうと思います。

17ページは、あと省略します。

18ページも、対象外、該当なしで省略させていただきます。

ざっと全項目について駆け足で御説明させていただきましたが、14年度業務実績報告書に、できるだけ総務省がこういう観点で評価しなさいということが評価していただきやすいように記載する方針でつくった内容でございます。よろしくをお願いします。

石原分科会長 どうもありがとうございました。

今御説明していただいたものの中に、実は2つありまして、1つは14年度の報告書をつくることに関することですね。

それからもう1つ、評価委員会に対して要望されておりますのは、15年度、つまり本年度の中間的な時期において、評価委員会として実施状況についてコメントをするということで、その2番目の方については、先ほど御説明いただいたものの中で\*が書いてない部分ですね。これはきょうは特に審議しなくてよろしいですか。主として業務実績報告書の内容について御審議いただくと。今の御説明では省略されましたですね。その部分については、きょうは特に御相談しなくてよろしいか。

小和田理事長 どう申したらよろしいでしょうかね。

石原分科会長 ただ、これは読んでいただいて。

小和田理事長 ちょっとくどいかもしれませんが、もう一度申しますと、総務省から出てきた意見は、各省に設置されている独立行政法人評価委員会に対して出されておりますと。それは国土交通省に関して言えば、分科会にかなりゆだねておられるようですので、この分科会皆様方の御判断にゆだねられている。

我々はしたがって、それについて何も申し上げる立場にないんですが。

石原分科会長 そちらに向いて申し上げるんじゃなくて、こちらに向いて申し上げるべきことなんです、机がこういうふうに並んでおりますので。

小和田理事長 我々として今、右側に書いて御説明したのは、この2次意見が我々に例

えばストレートに、うちに言われたとすれば、うちとしてはこういう認識でこういうことはちゃんと書くことにしていますよとか、そんなふうな感じでとらえていただければよろしいと思うんですよ。

我々のこういう対応、姿勢について、御判断の当事者としての皆様方が、「そんなもんでいいだろう」とか、「これはちょっと考え違いしているので少し考え直した方がいい」という御意見を御審議をされたらよろしいだろうと思いますが。

石原分科会長 はい、わかりました。

鎌田専門官 その中に無いとすれば、意見を踏まえて15年度はどう対応するかということだと思っておりますが、そういう意味では該当するものはそう多くないという理解であります。また、国土交通省全体で対応していこうというものは方針の変更で含まれてございません。

若干気になりますのは、資料4-1の2ページの一番下ですが、例えば年度途中において中間的な調査、分析の実施の検討といった話がございますが、本来ですと毎年度ごとに年度ごとの実績を評価するという形になっておりますけれども、例えばそれを年2回、上半期と下半期と分けて評価するといったことについての検討を行うということが書いてございますが、事務局といたしましては、先生方もいろいろ御多忙なこともございますでしょうし、そこまでしなければいけないのかということも若干ございます。

ただ、いろいろと公表資料みたいなものもございますので、そういったものを極力先生方に配付して、その中身を見ていただいた中で、例えばちょっとこれは問題じゃないかというところももしおありでしたら、それは委員長の発議によって委員会を開くということにしてはどうかと考えています。

石原分科会長 この件につきましては、後でまた御相談をすることにします。

それでは、今まで長々といるんなことを御説明いただいたんですが、ちょっと簡単に要約をしてみますと、要するに総務省の政策評価委員会からの1次と2次のコメントが、木村評価委員長あてに送られてきておりまして、それは同時に各分科会に対する意見であるというふうに受け取っております。

これにつきまして、全体委員会が2回開かれまして、どう対応しようかということが議論の対象になりましたけれども、結構総務省の意見に対して批判的な意見も出ておりました。総務省の意見というのが、同じ独立行政法人でも研究を主体としたものと業務を主体としたものと、大きく分ければ2種類あるのですが、業務を主体としたものに対して用いられ

たような点が多いので、研究ではとてもここまで深く立ち入ってできないんじゃないかという意見も出ました。

しかし、そうも言っておられませんので、我々の方としてもこれに対してどう対処するかということで、今御説明いただいたような案が提案されたということでございますので、それについて御意見を賜ればよからうかと思えます。

それから、先ほど最初の方に説明されました、評価の方法の変更でございます。これは結構大きな変更でございますが、御説明いただいたとおりなのですが、アカウントビリティと称する個別評価というのはもうやめようということになりまして、それは運營業務評価の中に含めて評価をしてほしいということでありまして、我々としてもそれに 100%従う必要はないと。先ほど御説明ありましたが、できればその線で評価をしていくという形でよろしいかと、私は思いました。

そういうことで、大きく分けると評価方法の変更。それからもう1つは、この分科会の役割の変更。それから1次と2次の意見の紹介。それを受けて平成14年度に対する業務実績報告書をいかに作成していきましょうかということが、資料に基づいて説明されたわけですので、忌憚のない御意見を、何でもよろしいですのでお伺いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩田委員 評価が4段階評価になったということで、3点が「特にすぐれた」という言葉がついていますね。確かに、特にすぐれたということは何となくわかるんですけども、何か具体的な事例が上がっているのかどうか。この辺のところはもし、4段階に変えた際に御説明のあったことを、簡単に補足的に御説明いただければと思いますけど。

石原分科会長 それは私の感じでは、まだ例はございませんね。それで、3点というのは特にすぐれたということになっていまして、3点が全然ない場合にちょうど100点になるような計算式になっているんですね。それはそれでいいわけです。3点をどのぐらいつけるかというところが、例はないかということなんですが、それはまだもちろんありませんよね。これについての感触はいかがですか。

小和田理事長 評価を受ける我々としては、14年度業務実績をいろいろな角度から記載する際に、これは我々の自覚としては、特に頑張ったなと思えるようなところはそれなりに表現をさせていただきますので、評価委員におかれてはここはそういう意味で、独法側としては自己満足をかなりしているところだなと見てくださればと思います。

石原分科会長 そうですね。

小和田理事長 それから、ちょっと余計な話ですが、国土交通省の評価委員会は13年度はいわば2段階評価をしたわけですから、4段階評価の事例はもちろんないんですが、よその他の所管の独法の中に、A、B、C、Sというような評価ですね。Sがスペシャルの記号の略だったと聞いていますけど、そういう評価をやった独法はあるようです、13年度は。

石原分科会長 これは具体的な評価のときになってから相談して、3にするかどうかとこのを検討したらどうでしょうかね。これは恐らく7月のおしまいに、昨年8月6日に行いました、最終的な14年度の評価委員会がありますので、その席で御相談するということになると思います。

加藤理事 今に関連しまして、業務実績報告書を書くときに、最初に項目がありまして、その項目に関する目標、中期計画、年度計画とあって、それに対する報告事項として、まず年度計画の目標はどういう根拠でこういう目標をつくったかについて、その理由を説明するところが一番最初にあります。

その次に、平成14年度に実績としてどういうことをやりましたというのを書きます。それで、それは目標に達しているかどうか、あるいは中期計画、中期目標達成に対して、その状況では見込みはどうかというのを最後に書いて、従来はそこまで書いて、目標を達成しているから という話になったんだと思うんです。そこまでちゃんと達成していると2点かなと思うんですね。

今回はそのさらに後ろに、関連する情報のようなものをさらにつけ加えて、いろんなことを書くような様式になっております。したがって、関連する情報のところがプラスアルファにカウントできるかどうかという、ひとつの判断材料になるのかなという感じがしています。

磯部委員 一つ御確認なんですが。

石原分科会長 どうぞ。

磯部委員 前年度までの評価では、個々のものについて「着実な実施状況にある」というのと、「着実な実施状況にない」ということで評価していましたね。それが今回のものが4段階評価ということで、表現を見ると「着実な実施状況にある」という、前にあったものがちょうど2点に相当する、「中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる」にちょうど該当しているわけですね。

ですから、前年度の「着実な実施状況にない」という方が1点と0点に分かれたという

ことで、1点というのは、あるかないかという無いのですけれども、その中では「おおむね着実な実施状況にあると認められる」と。0点というのは、「着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である」という、この2つに分かれたということによろしいかどうか、事務的にわかればお教えいただきたいし、もしわからなければ総務省の見解を聞いていただきたいということです。

ついでに、では3点は何かという、今までなかったのだけれども、今までで言う「着実な実施状況にあると認められる」という、もっと上のものが1つできたと。つまり、今までの2つのうち、上に1つできて下が2つに分かれたと、そういう趣旨でできていると思っていいのでしょうか。

鎌田専門官 そうですね。先ほど磯部委員がおっしゃられましたけれども、2点がまさに同じような表現になっていますが、「着実な実施状況にある」「ない」ということで、従来は0点と2点しかなかったのですが、実際に評価して、その中間的なものもあるだろうと。「業務改善が必要」ですとか、必ずしもまだ「着実な実施状況にない」とは言いにくいというのもあるでしょうということだと思います。

そういう意味では、0点と2点の間に1点というものが、中間的な位置づけでつけられた。ですから、一番上の「着実な実施状況にある」というのは2点ということで、従来のものが2点ということで考えていただければいいと思います。

磯部委員 従来は2点としかつけようがなかったうちの一部分で、特にすぐれたものについては3点とつけるということはわかります。

今、1点と0点はちょっとよくわからなかったんですが、1点というのは、従来の「着実な実施状況にある」というのと「ない」というのの両方から来るといえることですか。つまり、「ある」と言われたものの一部も1点になるかもしれない、と「ない」と言われたものの一部も1点になるかもしれないという中間的な意味なのか。

鎌田専門官 いえ、むしろ0点のところは……

磯部委員 今までの「ない」というやつを2つに分けた。

鎌田専門官 そうですね。

磯部委員 結果としては、今までの「ある」というやつが3点と2点の2つに細分化され、「ない」というのが1点と0点の2つに細分化されるということによろしいんですね。

鎌田専門官 はい、そういうふうにイメージしていただければ。

石原分科会長 私もそういうふうに理解しております。3点を除いた総点の動きがちょ



うど 100 になるようになっていきますので、3点というのはここに書いてありますように、特にすぐれたというふうなものに対してつけるというふうに認識していいんじゃないかと思います。それは今までの2点の中に含まれておるものの中から選べれば選ぶということですよ。

磯部委員 全部2点であれば最後が100%になって、「順調」という評価になるということなので、実質的には3点という特にすぐれたものが1つあれば、1点になるようなものも1つくらいあっても、それで相殺されますという趣旨ですね。点数の計算の仕方から言えば。

石原分科会長 計算ではそうですね。

磯部委員 はい、わかりました。

石原分科会長 全般的な雰囲気としては、2つに分けるというのはなかなか難しい。どうしても1と0がある場合は、非常に0がつけにくいということを皆さんお感じになって、それでもちょっと点数の分類の数をふやした方がいいだろうという雰囲気があったと思います。ただ、中身については今御議論いただいたようなことでいいと思います。

大村建設課長 審議会での議事録が今、手元にあるんですけども、やはり委員長おっしゃいましたように、か×かでは少し極端過ぎるという意見が多かったと。か×かというのをもう少し中間的な評価をやるべきじゃないかということで、2段階を4段階にしていかがかという意見が多数であったというふうに、議事録はなっています。

磯部委員 もう一度確認しますが、それは以前の「ある」、「ない」というののボーダーは、今度の3、2、1、0のボーダーとちょっとずれるという意味ではないですね。

大村建設課長 じゃなくて、2段階だったやつを、同じ2段階でもその中でもいいのと悪いのがあるだろうという理解ですね、これは。

鎌田専門官 2段階をそれぞれ細分化して、結果的に4段階にしましたという。

石原分科会長 ということでございますので、まず本年度はこういう方式でいくということによろしゅうございますか。あるいは我々としては、もっと別な方式をとった方がいいんじゃないかとか、あるいはこの解釈の仕方が分科会に任されておるということですので、分科会の採点結果に0、1、2、3という点をつけた背景というか、その基準をきちっと書いておくというのも一つの考えかもしれませんね。つまり、分科会によって取り方が違う可能性があると思いますね。

大脇課長補佐 同じような話で恐縮なのですが、昨年度、評価をいただいた紙があるの

ですけれども、今回変更しようとしているものと、形式的にちょっと変わっているところが当然出てくるのですが、昨年度はどうやっていただいたかといいますと、28項目について、着実な実施状況にあるというところに印をいただいています、その際には各項目には点数はつけていないんですね。「着実な実施状況にある」か「ない」かというだけの判断で、ずっと各項目の評価をいただきました。この28項目全部、すべてが着実な実施状況にありますよということの場合は、総合的な評価というところで、「順調」というところに、やっと2点が出てくるんですが、この2点がついていたというところでして。

ここの「着実な実施状況にない」というのがどこか1つでもあれば、次の「おおむね順調」というところになっていた。そういうことで、個々には点数をつけずに、総合的なところで点数を2点、1点、0点とつけていましたけども、個々のものについてはさっきのお話のように、点数で言えば2点と0点しかなかったような状況だったわけですね。

それを、今回は、個々の項目について点数をつけて、着実な実施状況にあるものは基本的に2点。それ以外の「おおむね順調」、あるいは「要努力」がそれぞれ1点と0点に分かれている。個々に点数をつけていただきまして、それを、2が平均点ですから評価項目に2を乗じたもので割ると、何%ですよというのが出てくる。これでまた「順調」、「おおむね順調」、「要努力」というのが総合的な評価で出てくる、そんな仕組みになっているということでございます。

磯部委員 同じことを質問の形を変えて伺いますが、私たちは以前の評価の基準で、それなりのスケールを持って評価してきましたので、それなりのイメージを持っているわけです。それに対して、以前の実施状況にあるというものが、私の先ほどの理解では新しいものだと3点と2点になって、1点になることはないのかなと理解をしたのですが、「ある」というものでも、今度の新しい評価では1になるという可能性があるのかどうか、そのところについて総務省の委員会で議論されたのかどうかを教えてください。

鎌田専門官 まず、ここの議論がなされたことは、国土交通省全体の親委員会の中でそういう議論がなされています。

2段階を4段階にしましょうという話は、先ほどの総務省評価委員会の意見の中にもありましたけれども、総務省の意見ではあくまで評価の段階を2段階じゃなくて、もうちょっとふやしてみてもどうかということしかコメントをいただいております。評価の段階を増やす話はむしろ、国土交通省にはいろんなほかの研究所とかも、独立行政法人がございいますが、そういう国土交通省の評価委員会の中で多くの先生が、2段階というのは難し

いなと。その中間的なところもあるだろうということがあって、じゃあ、そういうことであれば4段階にしてみましようということが事実関係でございます。

議事録についても、それはいただいておりますけれども、その中での説明でも当課の課長も申しましたが、基本的には2点が「着実な実施状況にある」ということですから、その細かいところまでは議論がなされていなかったと思います。前回「おおむね順調」としたのについて、1点に落ちるところがあるのか、ないのかと言われると……

磯部委員 もし、それが議論されてないとすれば、ここの分科会で改めて実績を積みながら考えていくということで考えてよろしいということでしょうか。

石原分科会長 ええ、いいと思いますね。私の記憶でも、全体の委員会ではそういう細かい議論はなかったと思っています。

それから、言葉だけから解釈しますと、先ほど磯部先生がおっしゃったように、前回の「着実な実施状況にある」というところに1がつく可能性はあるわけですね。これは「おおむね着実」か、ただ「着実」かというのは大変な差ですのでね。

鎌田専門官 ただ、そこでもしその2点の中でも1点にあるものがあるというふうにしたときに、13年度の評価を、今回の新しいやり方で評価してみたときに、総合評価はどういう位置づけになるのかということになるかと思うんですけども、その総合評価の考え方は、従前どおり「順調」と「おおむね順調」と「要努力」ということになっていまして、全体の評価は今回研究所の方は「順調」というふうにいただいておりますので、そういう意味では基本的にはことしの基準でやっても、いわゆる満点以上、平均点2点よりも高い値が出るのかなと認識しているところです。

そういう意味で、昨年度のケースで3点がつけられるものがどれくらいあって、その中で1点がつけようようなものがどれくらいあるのかというところを精緻に見ていけば、大体ある程度どの辺に位置づけられるかというのは出てくるのでしようけども、そういう細かい比較はやっていないものですから。

石原分科会長 ですから、これに従うかどうかというのは、この分科会の自由なんですよ。それで、一応従うということになりましたら、中身のとり方についての、ある程度今日出ました議論を取りまとめて、我々の解釈としてこういうふうに解釈して点をつけましたという定義を細かく書いておくということにいたしませんか。そうすれば、先ほどの磯部先生の発言の御趣旨が生かせると思うんですね。

ということになると、前回のものが「2と3」と「1と0」に分かれたんじゃないくて、

前回の「着実な状況にある」というのは、「3と2と1」の3つに分かれた。それから、「着実な状況にない」というのが0になったと、そう解釈もできるわけですね。

そういうふうに解釈するのか、あるいは2と3が……、その辺はどうでしょうか、どっちにしましょう。

磯部委員 私の前回までの評価で言えば、年度計画にあったものは100%実施されていたとき、あるいは数値だけを見ると100%でないものがごくわずか見られたわけですが、それはやむを得ない事情があってできなかったからということで、「着実な実施状況にある」というふうに評価しましたので、私のつもりとしては、前回「ある」と言ったものを、今で言うと2点の「着実な実施状況にある」と認められるというつもりで私はつけたので、おおむね、まあいいからかなと思って、前は「実施状況にある」とは評価しなかったつもりでいます。

特に数値目標が掲げられたものについては厳格に、委員会全体としてもチェックをしたと思います。

石原分科会長 そうしますと、これどうしましょうか。先ほど鎌田さんおっしゃったように、前回の が2点と3点に分かれた。「着実な実施状況にない」というのが1点と0点に分かれると、そういうふうな考え方をするのが1つですね。

それからもう一つは、「着実な実施状況にある」というのを1、2、3と3つに分ける。それで「着実な実施状況にない」というのが0点という考え方もあると思うんですね。

秋澤委員 でも、全部2点だと満点なんですよ。だからそこが基本的には最高点で、だから「よい」、「普通」、「悪い」って分けますよね、物事。そうすると、1が普通のように見えるんですが、そういうことではないんでしょうか。

そうするとさっき、磯部先生がおっしゃったような感じなんですけど。標準がつまり1ということですね。3はスーパーということですよ。

石原分科会長 つまり標準というのが、どこを標準にするのかというのが結構難しい。

磯部委員 恐らく、具体的に出てきたときに議論した方がいいと思いますけど。

来生委員 基準自体を幾ら議論してもあんまり意味がないような気がするんですけども。

磯部委員 例えば、UJNRをやりたいんだけど、都合でUJNRが次年度にずれたというのがありましたよね。そういうやつがこれのどこに入るかということなんですね。そういう話が具体的に多分出てくるんじゃないかと思うんです。

石原分科会長　じゃあこれは、ここでこの文章だけ見て議論しても余り進展ないと思いますので、きょう御質問あったようなことを記録にとどめておいていただいて、今度の本委員会のときに思い出していただいて、採点をしていただくということにしたらいかがでしょうか。

それじゃ、これにつきましてはこのぐらいにしまして、まだほかに重要な案件が結構ありますので、御質問をお願いいたします。

北村委員　きょうの結構重要な問題というのは、14年度の実績評価に何を盛り込むか、どういう対応をするかということなんだろうと思うんですけども、先ほど資料4 - 1で御説明いただきましたが、これは希望ですが、例えば2ページの一番上の場合に、国土交通省が指摘対象外と、したがって、対応しないというふうに、当然そうなんだろうけれども、書いてある内容というのは、国土交通省になかったから書いてないのか、あったけどもうまくやっているからというのか、いろんなケースがあるんだろうと思うんです。したがって、対象外だから考慮しないという話じゃなくて、もしこれに該当するのがあったら対応するよ、みたいな形でもって、記載していただく必要があるのかなと思います。

というのは、特にうまくいきましたということの説明するためには、年度計画の実績。年度計画をどう立てたのか。立てたことに関してどうだったんだという説明がないと、単に数字がこうでしたよ、金額はこうでしたというだけでは十分に分析できない部分が出てくると思うんです。

例えば、いろんな研究部門があって、この部門のよさがあって、この部門の悪さがあって相殺されるケースもあるかもしれない。そういう意味では、年度計画を具体的にどういうふうに策定して、その結果どういうふうの実績が上がった。だからうまくいったんだという説明が欲しいわけですね。

ですから、そういう点での業績を強調したいときには、資料をできるだけ充実してほしいというのが一つあります。

それと経年比較というのは、これは計算数値その他いろいろな形のものについて経年比較をやっていただきたいというのがあります。

それと、収益化の基準として費用進行基準をとるという話ですね。費用進行基準をとると、原則として利益が出てこないわけですね。そうすると、剰余金の使途に充てるという利益というのが、自己収入でしか出てこないという話になるわけですね。じゃあ、自己収入で出てきたのは経営努力の結果だといった場合に、何をもって経営努力。計画が小

さかったから利益が出てきちゃうというケースだってあり得ると思うんです。その辺をどういうふうに説明して、経営努力と見るかということ。その辺にちょっと工夫をしていただきたいという気がするんです。

例えば 13 年度の場合も、利益の源泉として出ているのが受託収入であるとか、1 - 1 の 2 ページですね。

加藤理事 2 ページの頭のところに載せてあります。

北村委員 ここにあるように、利益が出た源泉というのが受託収入であり、研修員の受入収入であり、指導料収入ということですね。

そうすると、これがもし目標どおりであったならば、要するに予算、計画どおりであったならば、特に「努力」じゃないのかもしれないということですね。

じゃあ、計画というのが、そういう意味で過年度からの流れの中で相当ハイグレードな計画をしたんだよというのなら「努力」かもしれないですね。その辺のところの説明が非常に重要になってくるのかなという気がいたしますけどね。

石原分科会長 昨年度はそこまで議論するだけ成熟していなかったところもあったと思うんですが。これは昨年度で言うとうとうどういうことになりますかね。

小和田理事長 私の考えを申し上げますと、受託収入というのはちょっと特殊な性格があるもので、今日は言及しませんけれども、例えば技術指導料として、私どもの研究所が外部で組織されている技術的な検討委員会の場に出席をして、ノウハウを提供した対価をいただくことにしましたと。

これなんかは、最初から中期目標、中期計画、年度計画の中に、私どものやるべき業務として最初から書かれているものであれば、それはそのとおりいわばやったということだけだと思いますけれども、そういうスキームの中に全然なかったわけで、我々は与えられた中期目標、我々がつくった中期計画、年度計画のどこにも書いてなかったけども、13 年度になって、これはこういうことにチャレンジすべきだと思い立ってやって収入を得たという、そんな理解なんです、私どもとしては。

したがって、あれについては自己収入として評価をしていただきたいという気持ちなんです。例えば次の中期計画のときには、それは定着した実態であれば、今度は中期計画にちゃんと書かれるべきことではないかとなりますと、それは目標値になり、目標を達成したか、達成しないかという扱いになっていくのかなという感じですけども。

北村委員 だから中期目標というスパンで考えたときにはそういう感じですよ。年度

計画ということで考えたときに、第1年度には実績がありましたように、当然第2年度目も実績が出てくるでしょう。

これというのは法人としては、やっぱり経営努力として認めてほしいし、経営努力であるということですね。

小和田理事長 気持ちなんですね。

北村委員 ええ。だからその辺が非常に何か、計画の段階になかった事態が出てきたときに、しかも中期計画を変更する必要のないような部分で出てきたときに、どういう評価をするかというのは非常に難しいのかなという気がしていますけどね。

小和田理事長 それから、北村委員に御指摘いただいた、1点目はおっしゃるとおりでございまして、代表的には2ページ一番上の項目ですが、形式的に国土交通省が指摘されていなかったもので、右側には何もコメントしませんというだけで、現実には左にあるように、実績と年度計画についてきちっと分析を昨年もしましたし、ことしもできるだけ我々の考え方が理解できるように、詳細に記載するつもりであります。

石原分科会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

磯部委員 ちょっと質問なんですが、資料4-1に「中間的な」とか「中間段階」とか、2ページにもありますし、7ページにもあります。これは私たちの分科会としては、具体的に対応をする必要があるような受けとめ方を、この2次意見に対してしなくちゃいけないのかどうか、その辺のところをちょっと教えていただくと、対応のしようもあると思います。

石原分科会長 先ほどの鎌田専門官の御意見では、分科会の委員の先生方にできるだけ多くの情報をお流しして、それについてコメントをどしどしいただいて、それを取りまとめたらどうでしょうかという御提案ですね。

磯部委員 それでよろしいですか。

石原分科会長 それ以上のこと、あるいはそれ以下でもいいという御意見であればいいと思います。

磯部委員 そういうふうに解釈できるということであれば構いません。

鎌田専門官 ほかの法人でも、じゃあ年2回やろうとか、そういう動きもまだ全然聞いておりませんし、ほかのところの動向なんかも見ながら、当面はいろいろと情報提供をさせていただいて、その中で先ほども申し上げましたけども、その状況を踏まえて、適宜必要があれば実施するという対応で進めていきたいと思っています。

石原分科会長 これは15年度ですから、ことしの10月でも11月ごろでも結構ですけども、今後出していただくと。そのために、きょういろいろ視察もしていただきましたし、資料もいただきましたんですけど。

磯部委員 今のは、できるだけ簡便な方法によりということを生かすということですね。

鎌田専門官 はい、そうです。

磯部委員 わかりました。

石原分科会長 それでは、ちょっと私の方から確認したいんですが、この次の委員会では実績報告書の案が出てきまして、こういう業務評価をやらなきゃいかんわけですね。

それでこれの様式なんですけど、去年のやつがここにありますが、項目はこれと全く同じになるんですか。1つか2つ減るんですけどよね。

加藤理事 先ほど申しましたように、昨年と同じ29項目でいきたい、同じで報告書をつくりたいと思っています。

ただし、総務省の第2次意見によりますと、該当しなかったものは評価の対象としないという取り扱いになりますので、短期借入金と財産譲渡というのが該当がありませんので、29項目は設定しますが、27項目について評価をいただくことになるかと思えます。

石原分科会長 それからもう一つ、その他のコメントというのがございますね、去年の例ですと。コメントは各項目ごとに入れるということになるんですけどね、14年度の評価は。

加藤理事 そのように、2次意見では述べておるような気がします。

石原分科会長 そうですね。

加藤理事 ええ。例えば、先ほど3と2とか1というのがありましたが、どうして1にしたか、あるいはどうして3にしたかという理由を書くという趣旨のようですけどね。昨年に照らし合わせますと、去年はどうしてかというのを書くという趣旨になると思えます。

石原分科会長 去年はところどころコメントが出ておりますが、今回の14年度の評価では、すべて何か書くということになりそうですね。

そのところで、先ほどの第1次と第2次の意見をしんしゃくして、このコメントを書くというふうに、今回の評価はやろうということですよ。

加藤理事 我々が決めることではなくて、そういうふうに……

北村委員 ということは、評価委員会の開催時間をもう少し長くしていただかないとできないかとか。



石原分科会長 前回より少し長い方がいいかもしれませんね。コメントを書くというのは、一応グラフ等を書いて先生方に回して、それに賛成いただけるかどうか、あるいは修正しなきゃいかんかという手続が必要ですので、どうしても時間がかかりますね。

小和田理事長 余計なことを申し上げるようですが、分科会当日の割く時間は、例えば去年並みで、むしろその後、分科会の皆さん方が同じ場所でかばらばらにかで、意見をまとめるところに時間がかかるのかもしれないね。

石原分科会長 前はしかしそういう時間があって、だから一時国交省の方に退席していただいて、分科会の委員の先生方だけで相談をして結論を出して、それでまた入っていただきましたよね。それでお渡しするという儀式みたいな手続をやったんですが、今年度はそれをどういう形でやるかですね。最後のコメントまで全部やっている結構時間がかかりますね。

加藤理事 29項目ございますので、昨年同様会長の御指示がいただければ、事前に内容についてはよく説明に参りたいと考えておりますが、これは当日の審議いただく時間をなるべくたくさんとっていただきたいという気持ちでございます。

石原分科会長 他の分科会では、委員の先生だけ残って夜遅くまで評価の仕事をしておるとか、そういう例はないんですか。夜遅くといっても、2時間か3時間余計に時間を費やしてですね。

加藤理事 昨年の土木研究所は、別の意味かどう理由かわかりませんが、1回で終わらなくて、もう1回開催したというのは聞いておりますが。

石原分科会長 去年私、事務局といろいろ折衝をして一番時間がかかったのは、コメントを最終的にどういうふうにまとめるかなんですよね。これをまとめて、委員の先生方の了解を得なきゃいかんという手続が必要ですので、原案をどなたかが当日必ずつくってくれた。去年は岩田先生にお願いして、それをすぐコピーして、回して、意見をいただいて修正しましたよね。それを一つ一つやっていかなきゃいかんものですから。

さあ、どういう形式でやるかということですね。

秋澤委員 去年のようなたたき台方式の方が早いと思います。

石原分科会長 どなたかにお願いして、手分けしてでも結構ですので、その一つ一つについてコメントを、前もってでもいいですけどね。少なくともその場で一応書いて、それを回覧して修正をして、最終的に認めいただくのが望ましいですね。認めいただけない場合は、後ほど郵便などで連絡してお認めいただいても結構ですし、あるいはもう一

度会合を開いてやってもいいですし、いろいろ方法があると思うんですが。

できれば、その場でこのコメントを手分けをして書いていただいて、コピーをして回覧して、最終的にそこでお認めいただくというのが一番理想的な姿だと思いますが。

今年度はそういうことのないようにしたいと思うんですが、昨年お1人だけ欠席の先生がいらっしまったんですね。磯部先生がどうしても所用があって来られなくて。

どういうふうな対処をしたかといいますと、磯部先生にコメント欄について意見を書いて出していただいたんです。それで、当日はこの一つ一つ議論をしまして、どこに をつけようかというのを決めたんですが、そのときに磯部先生の意見がある項目については、それを皆様に御披露して、それをしんしゃくした上で をどこにつけるかという結論をその場を出していただいたんですね。そういう方式をとりました。

それから実は、業務運営評価のコメント欄についてもそうなんですが、自己努力の分については、これはコメントだけになるんですね、今度は。自主改善努力ですか。

鎌田専門官 そうです。

石原分科会長 これは昨年のは例が書いてございますが。

この自主改善努力は、前は4行書いてあるわけですが、この程度のものでよろしいのか、あるいはもうちょっと詳しく書いた方がいいのか。ただ、項目は前は3つぐらいあったと思うんですが、今回どのぐらいふえるか減るか、それはわかりませんよね。

それで、本日は14年度の業務実績評価の中身については、まだ原案ができてないわけでございますね。

小和田理事長 この後、あらましこういう感じでございますということ、簡単に御説明しようと思っております。

石原分科会長 そうですか。

秋澤委員 素人的に一つお伺いしてよろしいですか。

石原分科会長 どうぞ。

秋澤委員 ちょっとよくわからないものでお伺いしたいんですが、研究所の場合のミッションなんですけれども、拝見させていただくと、調査研究、技術ということが基本ですよ。先ほども独創性とか創造性ということが一番ミッションでもありますよね。そういうことに照らし合わせた場合に、こういう評価項目が29ある中で、どういうことが一番重要と見ればよろしいんでしょうかね。お考えを聞かせていただければと思うんですが。

小和田理事長 これは私の考えという程度に御理解いただければよろしいと思いますが。

去年の業務実績報告書の目次をお開きいただきたいと思います。目次の1ページから2ページの上段までが、私どもの13年度の業務を分割して、すべてについて表現したものが、項目としても29あるわけです。この項目はもちろん、中期目標、中期計画も基本的に大きい見出しのレベルではこのように編成をされておるわけです。

私の私見としましては、一つは2の国民に対して提供するサービスその他という中の(1)研究活動の推進のためとるべき措置の中の研究の重点的实施、これは重点を定めて研究しなさいということなんですが、そのこと自体、重点的にやるということではなくて、研究そのものというのは研究所にとって一番大事な業務でありますので、29項目から評価をいただくわけですが、どこが特に研究所として大事にしているのかと問われれば、まずは研究の中身であると思います。

それから、いい研究をするときには人材と資金と研究設備、施設が非常に重要だと思ひまして、そういう意味で、1の(2)には人材。それから、今の2のサービスのところの(2)で研究上の交流をしてその人材の能力開発が進むという意味では、こういったところが大事でしょうし、どれというふうにあんまり明定して、これとこれでございますとは言えませんが、ざっと言いますと研究自体及びいい研究をするために必要な人、金、施設ということ。それから、人材を養成するために大事な要素、そんなところが重要なことかと思ひます。

秋澤委員 どうもありがとうございました。

石原分科会長 アカウンタビリティが非常に重要だということで、昨年までは大きな評価項目としてあったんですが、それは今年度から特に研究を中心にする独立行政法人では、非常に点をつけにくいということで、最初の方に入っちゃってますね。

小和田理事長 それから今の分科会長のお話になりますが、研究タイプということとは別に、独立行政法人になって大事にしなければならないこととしては、今、分科会長がおっしゃった、自主性、透明性、公共性、効率性の4つが独法制度共通の理念と言われておりますから、それは研究所のタイプであろうがどうであろうが重要になるということです。

石原分科会長 それでは、最後になると思いますが、資料4-2の報告書の骨子について御説明をお願いいたしますでしょうか。

加藤理事 資料4-2について御説明申し上げます。現在、並行的に報告書を書いておりますが、この資料は、かなりまとまって来た報告書からエッセンスを抜き出してきたものでございます。

1 ページを開いて見ていただきますと、そこに先ほど見ていただいていた平成 13 年度実績報告書と同じような目次がここに並んでおります、左のページですね。それで、かぎ括弧でつけている項目が、評価いただくそれぞれの項目、29 項目で、先ほど説明いたしましたように、13 年度と同様な評価項目、29 項目を設定いたしております。

この 29 項目のうち、下の 4 .、5 .のところにあります短期借入金の限度額というのと、財産譲渡の 2 つについては、平成 14 年度は実績がございませんので、これは評価の対象にならないと、2 次意見でもそのようにしなさいということなので、我々はそう理解しております。したがって、具体的に評価いただくのは 27 項目でございます。

北村委員 剰余金の使途も該当に入りますか。

加藤理事 「剰余金の使途」については、目的積立金に 14 年度入れましたということで、ただそれほど取り崩しはしていないというので該当になるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

北村委員 それは利益の処分に関する議案に既にご記載のことです。

加藤理事 はい。

北村委員 13 年度の決算書。

加藤理事 承認を受けたということはまだ書いてないんですね。14 年 3 月 10 日になってこの金額で承認をいただいているという経緯は、ここに書く必要はないでしょうか。

北村委員 さあ、どうですか。ちょっと私知りません。

加藤理事 はい、わかりました。これは当日までにははっきりさせておきます。

石原分科会長 よろしく申し上げます。

加藤理事 4 番の短期借入金限度額 3 億円を限度として、短期借入できるとなっております。それから財産の譲渡もございません。

小和田理事長 だから 4 番、5 番は明らかですね、該当なし。

加藤理事 4 .、5 .の 2 つは該当なし。

小和田理事長 6 番はもうちょっと検討させてください。

石原分科会長 それでは最初の方から。

加藤理事 かぎ括弧のところにかぎをつけているものにつきましては、数値目標が設定されております。それ以外の場合は数値目標の設定がないということでございます。

数値目標の中で、2 .で国民に対して提供するサービスというところの「一般管理費」と、その一つ下の「研究の重点的実施」という評価項目については、平成 13 年度は数値目

標がございませんでしたが、平成 14 年度には数値目標が設定されております。

と申しますのは、中期計画の初年度を基準に、その後何%をふやすという中期計画になっていますので、初年度は目標値というか、基準値がつくられる年ということで、数値目標ではなかったというものでございます。

きょうはこの各項目について具体的に評価をしていただくということではございませんので、時間の関係もございますから、重要なところ、特徴的なところだけをピックアップしながら説明させていただきます。

1枚めくって2ページに、研究費の競争的配分制度というのがございます。これについて、昨年、書いている文章がよくわからないという御指摘をいただいたところでございます。昨日、当日評価委員会の席で御説明したら、それならわかる、もうちょっとわかるように文章を書きなさいとおしかりを受けたところでございます。特に、競争的環境というのがわかりにくいということであったようでございますが、今回は特別研究、萌芽的研究、これは後ろの説明になりますが、この2つについては非常に厳密な内部審査、外部審査を経て、研究に値するかどうかというような観点で評価をしてから、スタートさせているということが一つです。

研究費の競争的配分制度という観点では、参考情報に書いていますが、運営費交付金で我々が研究費として使用できる予算は約1億6,000万円でございます。そのうちの6,200万円、約39%を競争的資金に現在充てています。したがって、2つ合わせて10テーマございますから、約10人程度の研究者に40%近い研究費を投入しているという環境になっていますという説明でございます。

3ページの一般管理費について申しますと、初年度が基準になるということで、13年度の実績が、実施状況で一般管理費1億2,810万6,000円が確定しました。これを基準に、あとどういうふう削減していくかということになるかと思っております。平成14年度は速報値と書いていますが、97.2%、2.8%を削減しているということでございます。当日は確定の数字を出します。

4ページの研究の重点的实施、これは先ほど理事長から研究所として重要な項目だという説明をしたところですが、これにつきましては重点研究領域というのが大臣から目標として指示されておまして、その中に全研究費の70%を投入するというのが目標でございましたが、これも初年度に比べて何%という基準になっておりますので、初年度でその基準値が確定した71.3%が基準になります。

それに対して実施状況ですと、平成 14 年度は投入状況が 83.5%の予算を、この重点領域に投入しました。

その中の特別研究、それから右上の萌芽的研究につきましては、平成 13 年度に比べて 14 年度は特別研究の場合は 3,000 万円から 4,600 万円に増額しておりますし、萌芽的研究は 1,100 万円から 1,600 万円、所内の競争的環境を徐々に上げておるとい状況でございます。

5 ページの下、受託研究の実施につきましては、幅広く実施していくというのが我々の目標ですが、実は先ほど申しましたように、運営費交付金で充てられる研究費は約 1 億 6,000 万円でございます、受託の研究費が 13 億円以上ございます。我々の研究はかなり受託に依存している。むしろこれをやらないといい成果が上がらないという側面もございますので、これは今後とも積極的にやっていきたいと考えております。

6 ページの上で、外部資金の活用は、よく言われています競争的研究資金の話でございます、中期計画が積極的な導入、年度計画が積極的な導入と、全然数値目標にはなっておりませんが、実績については下の参考情報に載せていますように、積極的に挑戦しております。

まず応募件数については 25 件、36 件、40 件と徐々にふえております。獲得実績については、たしか平成 13 年度は 10 件、それから昨年度が 14 件で、今年度 17 件まで今のところまで確定しておりますので、少しずつ伸びてきています。

これは、研究者評価の評価項目の中の細目にかなりウエートを置いて、この獲得状況を入れてあるということも反映しておるんじゃないかと思っております。

7 ページの上、共同研究の推進、年度目標は 35 件にしておりまして、実績は 42 件行っております。これは数値目標ですので年度比較をしなきゃいけないんですが、下に参考情報として、平成 13 年度は 50 件の共同研究をしたのに対し、両方とも目標値はオーバーしていますが、14 年度が 42 件と逆に減っております。これは分析をすると、十勝で実施した大規模な現地共同実験、これはうちを含めて相手方 13 機関との共同研究をやったという、非常に大きな共同研究が 1 つありましたので、その影響が少し出ているようです。いずれにしても、共同研究の目標値はクリアしております。なお、ここでカウントしているのは、協定書を取り交わして正式にやっている共同研究だけでございます、それ以外の競争的研究資金を取りにしている共同研究については、目標値の中にはカウントに入れておりませんが、実際には十数件あるということでございます。

8 ページの下側、これが我々としてもぎりぎりの目標、これ以上の目標はないという目標を立てておるところでございます、研究査読付論文を 65 編以上書く。それはともかくとして、その中の英文論文数を 50%まで引き上げるという目標でございます。なぜぎりぎりかと申しますと、50%を超えて 55%とか 52%になると、国民に対するサービスが低下するんじゃないか。外国に対するサービスしかしていないじゃないかという指摘を受けられる、ぎりぎりのところじゃないかと思っております。

それから、査読付の日本論文を書けば書くほど自分の首を絞めてしまうという、大変辛い目標値でございます、一番下の行に書いていますが、昨年度は全体で 95 編の論文を出しましたが、目標値はクリアしておりますけども、英文パーセントは 44%で届かなかったという目標でございます。

平成 14 年度、今度評価を受けるのは 127 編発表しております、そのうち英文が 65 編の 52%、英文比率を上げるだけでしたら、日本語の論文投稿を少し控えればいいんだという指摘も内部にはないわけではございませんが、それをやらずに全体の論文数を引き上げているということでございます。

いずれにしても、65 編が 127 編になっていますので、これは先ほどの二次意見で言いますと、目標値と実績値が大幅に乖離する場合には、目標値が妥当であったかというも含めて、その理由を含めて評価しなさいという、また別のところでこれは引っかかるという、我々にとっては大変重要な項目でありますし、その辺含めて評価いただければと思っております。

9 ページの下の方で、国民への情報の提供で、評価項目の中で、ほかの項目に比べて唯一これが例外になっています。何が例外になっているかといいますと、アンダーラインを引いていますが、中期計画では施設の公開及び講演会をそれぞれ 1 回以上という数値目標を抱えています。それに対して年度計画では、さらに上回る目標を上げてまして、年 2 回、それから小学生向け 1 回、計 3 回ですね。講演会は一般向け 2 回行うというふうに、中期計画以上の目標値を年度計画で上げている。これはほかにはないことでございます。

それで実績といいますと、一般の公開を合わせて 3 回。講演会については、年度目標を上回る 3 回の実績を上げています。

このときに、例えば 3 回一般向け講演会をやってまして、それぞれ 200 名、400 名、100 名というふうに参加者がございますが、総務省の 2 次意見では、参加していただける想定人数は何名だったか。それを上回っているか、下回っているかで評価しなさいという

指示でございますが、我々はそれはここには想定は、極力一人でもたくさんの人に来ていただきたかった、いろんな努力をしたということで、今のところは想定人数は書かない予定にしております。

11 ページの知的財産権の取得・活用。これは平成 13 年度では目標値を 10 件にしています、実績が 5 件で届かなかった項目でございます。ただ、それに対するいろんな努力をされていて、中期目標は達成できるだろうという評価をいただいた項目でございます。

それで、中期計画の下に小さいサイズで書いてありますが、このところに大きな間違いがございましたので、このところを明確にしておきたいと思いますが、中期計画については、研究所設立前 5 年間に比べて、中期計画 5 年間で 10% 程度出願件数をふやすというのが目標なんです。具体的な数字は出ていませんが、裏側に数字が入っているという書き方です。

それで、研究所設立前 5 年間の、実績を調べると 53 件ございまして、これを 10% を上げると目標値としては 60 件になります。昨年は 5 年間の目標値で 60 件というのを、実績報告書には書いてあったんですが、さらにその中を検討しますと、国総研と独法に分離してまして、国総研側が出しているのがその中に 8 件あって、こちらに来た研究分野が出しているのが 45 件で、結局その 45 件について、10% 増しの 50 件ということが目標値になると考えています。

年度計画の目標値 10 件程度というのは、それに対応した目標で、最初に中期計画を立てたときと、昨年は少し解釈を間違えていたということでございます。

これは、顧問弁理士を採用したり、それから特許関係の研修、相談を頻繁に行うことによりまして、平成 14 年度実績としては 20 件を達成することができました。これも目標値 10 件に対して倍でございますので、そういう事情と理由を報告書に書く予定でございます。

それから 12 ページ、ここにちょっとスペースがあったので、新聞記事を貼らせていただきました。国土交通大臣の指示への対応。特に災害発生時に原因究明等で専門家チームを国土交通大臣の要請によって、速やかに派遣しなきゃいけないようになっております。これは個別法の 12 条に書かれております。

このために、いつでも派遣できるような体制を整備し、年度計画では防災対策マニュアルを充実させ、それから派遣の予行演習を行うことになっていまして、9 月に 1 度、所内での予行演習。それから 3 月にもう一度、地震被災地への専門家チームを派遣する予行演習をやったばかりでございまして、先日の 5 月 26 日夕方 18 時 24 分だったでしょうか、大



船渡近くで地震が起こったときには、その翌日すぐ、派遣マニュアルに基づいて派遣したところでございます。

これは、恐らくかなり早い調査団派遣だったのではないかと思います。

参考情報で、専門家派遣用のヘルメットと、背中に大きい字で「港湾空港技術研究所」と書いた物すごく派手なオレンジ色のユニフォームを数人が着て行って、それが新聞に載っている写真でございますが、残念ながら、この新聞記事のタイトルを見ますと、「独立行政法人」という言葉がこの文章の中に1カ所も出てきません。国土交通省が調査したということになっていますし、国土交通省の関連団体となっていて、何でこうなったんだと思ってそのユニフォームを先日確認したら、「港湾空港技術研究所」のところは随分でかく書いてあったんですが、その字が大き過ぎて、「独立行政法人」というのが背中に書いてなかったんでございます。

菅野室長はこの後帰ってきて、「おまえなんか何だ」という、全然相手にされないようなところがありまして、やっぱり国の機関でないのは大変辛いと。先週の土曜日に2回目に調査で行ったときには、彼は調査の道具一式とは別に、独法港空研のパンフレットも持って行って、現場で調査をしながら皆さんに配ったということをおっしゃいました。

それから13ページは、短期借入金と財産譲渡、これは該当なしです。

剰余金の使途につきましては、どことどこどこに積み立てることで、大臣から承認をいただきましたということと、14年度はこの取り崩しが時期的にできませんでしたということを書こうとしておりましたが、これについてはもう少し検討させていただきたいと思っています。

それから、最後に自主改善努力について、今の時点で1つだけ御紹介させていただきますが、昨年デマンドコントロールという方式で、電力を随分抑えたという報告をさせていただきました。その際に、各電力の使用状況がリアルタイムで電気系の机の上で、今幾ら使っているというのが、所内のLANをうまく使っていつも見える状況にしてありました。彼はそれを時々見ておったんですけども、日曜日なんかに来て見ても、常に40kwを下回ることがないということにあるとき気がつきました。だれもいないはずなのに何で40kw、大体一般家庭の40~50軒分の電気をこの所内が必ず使っている、どこかが使っているのがわかりました。

それが何であったかということをお調べしたところ、こういうところに問題がありました。よく、家庭用のテレビなんかで、長期に不在のときにはコンセントを抜いておきなさいと

という話がありますね。あれと同じようなことが電圧変換器に起こっておりまして、大きな実験施設のモーターの部分で電気は切るんですが、その直前にあるトランスの部分には電気が入ってしまっていて、あそこが熱を発散していて、常に 40kw の電力を消費していた。

このために、スイッチの場所を反対側のところに取り付けました。ただしそこは高圧でして、電気係で電気の資格を持っている人しかスイッチのオン、オフはできないので、そこからスイッチを取り出して、資格のない方でも安全に切りかえられるスイッチをつけたと、それだけでございます。そのために、金額にしまして年間 100 万円程度の電気代が助かることになりました。

彼は、去年のデマンドコントロールの電気代節約額が大きかったので、100 万円じゃだめだろうと思い別の計算をしております。これは電気をむだに使わなかったことでございまして、CO<sub>2</sub> 換算で年間約 40 t のセーブにつながったという、経費的な問題もありますが、環境に少し優しくしたということでございます。

ちょっと駆け足でございますが、本番ではきちんとした業務実績報告書に基づいて丁寧な説明をしようと思っております。

それから、この中に入っている数字は限りなく確定値に近い暫定値、ほとんど間違いのないと思っておりますが、その出たエビデンスといいますが、根拠となる資料を別添資料として付けるための準備も進めておりまして、その中で再度ダブルカウント、あるいは見落としがないかを見るつもりでございますので、場合によったら若干変わるところがあるかもわかりませんが、恐らく変わらないと考えております。よろしく申し上げます。

石原分科会長 どうもありがとうございました。

昨年問題になりました知的財産権の問題と英文の比率につきましては、ことは大幅に改良されたということで、大変評価委員会としては喜んでいいことではないかと思っております。

ただ、今御説明のあった中で、当初の想定目標額が少なかったのではないかと。これは論文の数でしたですね。8 ページ、9 ページの上の方に関連することではないかと思っておりますが、65 編以上という目標を設定していたのに対して、ことは 127 編論文が書かれておる。65 編というのが、当初の予定が少なかったんじゃないかという指摘を受けるという反面も考えられるということであったわけですが、それに対してどういうふうに説明をしていくかということが必要だと思うんです。

いかがでしょうか。

磯部委員 御準備いただきたいのは、独法になる前の何年間かの論文数、あるいは英文

数などを御準備いただきたいと思います。

それで、できればなぜそれだけふやせたのかということも伺うことになると思いますけど。

加藤理事 ふえたものについては、既に理由あるいはその事情等を説明することにはしてあります。

それから、ちなみに65編というのはどういう数値かといいますと、独法になる前5年間の平均値が65編でございます。それを10%増しにするというのが目標で、初年度はとりあえず過去実績並みの数値を設定しておりました。2年度もまた65にしたのは、英文が大変不安な部分があったこともあって、もう一回65をセットしましたけど、平成15年度は少し上げて75編に上げております。

今、磯部先生おっしゃった、過去の情報もちょっと集めたいと思います。

石原分科会長 これはやっぱり、根拠になる資料をきっちり整備しておくということが、一番いい説明材料になりますよね。

しかしすごいですね。127編にふえたというのは、何か特別な理由があるんですか。昨年投稿を控えておったのが一挙に出てきたとか。

加藤理事 1つには、英語論文、これは全体が100編前後ですから、英語が1編ふえますと1%ぐらい比率が上がるぐらいのカウントになるんです。そうしますと、去年が44%なんですけど、5~6編ふえれば50%になるような値なんです。

磯部先生、岩田先生御存じですが、水関係の国際会議で国際海岸工学会議というのがございますけども、それが隔年なんです。昨年十数編、研究者が行って発表しまして、それが上乘せになったということが、英文がふえた一因ではないかと思っています。

論文自体がふえたのは、やはり研究者評価のところに論文の査読付はカウントするよというアナウンスを早々とやっていますので、研究者はやっぱりそれを意識しているのかなと思っています。

磯部委員 ただ、数値から言うと、日本語の論文は14年度には9編しか伸びていないということですよ。

加藤理事 そうですね。

磯部委員 だから英語を頑張ったという意味ですよ、これは。

加藤理事 研究者の数は限られていますから、日本語論文は恐らくサチュレートしたような状況に今あるんじゃないかという気はするんですけどね。

磯部委員 数値だけから見ると、私はそういう事情なのかなと。日本語ももちろん努力してふえたんだけど、英語の方にもっともっと努力をしたので、トータルとしてすごく数値がふえてきたということかなと思っていますが、それはまた次回にでもお伺いしたいと思います。

石原分科会長 年度計画の立て方というのは結構難しいですね。特に数値が出る場合、数値目標に関しては。

磯部委員 つまり、意外と面倒くさい面もあるなと思ったのは、論文というのは発表年でいきますよね。学会なんかの場合に、発表されるスケジュールが決まっているものはいいんですけど、投稿してもなかなか査読結果が返ってこないのが載りませんでしたという雑誌もあるわけですね。そういうやつは、全く投稿者の努力とは無関係なところで、公表される年は1つずれちゃうとか、下手をすると2つずれちゃうということがありますから、この辺はちょっとケース・バイ・ケースで考えざるを得ないところはあるのかなと思います。

ただ、何年間か平均してみれば、それはそれで見れるんだと思いますけど、1年ぐらいのタイムスパンだとそういう意味のフラクトエーションも出てくるのかなという気がしました。

石原分科会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は概略の紹介をしていただいたわけですが、今回はこの評価委員会で最終的な実績報告書を出していただいて、それを評価するという形になりますので、もう少し詳しい内容の記述があると思います。

実は昨年は、この詳しい内容ができた段階で、各先生方に御説明にお伺いさせていただいたわけなんですけど、こともしもしお時間ございましたら、国土交通省の方に依頼して、少し時間をとっていただいて、前もって中身について話を聞いて、当日御判断ができるように準備をしていただいた方がいいんじゃないかと思うんです。

当日わーっと説明されてもすぐには飲み込めませんし、判断もしかねるという面もやはりあると思うんです。ですから、国土交通省の方では御説明に行くのはやぶさかではないと言っているらしいので、先生方の時間の許す範囲内で、納得のいくまで話を聞いていただきたい。その上で判断をしていただきたいと思うわけでございます。

これにつきましては、研究所の方で個々の先生に接触をしていただいて、伺っていく必要があるかどうか。あるのであれば行っていただくということでよろしゅうございますね。

小和田理事長 はい、結構です。

岩田委員 事前に資料をいただいて、我々がちょっと読む時間を与えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

小和田理事長 そうですね、わかりました。

石原分科会長 それから、ちょっとさっきから考えているんですが、当日のことを考えますと、説明の文章を書かなきゃいかんもんですから、これの分担をできれば早く決めておいた方がいいような気がするんですがね。

どうでしょうか、きょう決めるとするのはちょっと大変かな。去年は岩田先生お一人をお願いしたような気がするんですけども。

岩田委員 私がたまたま意見をまとめたただけなので、ほかの先生方に全部見ていただいて、それで最後に……

石原分科会長 ことしは量が多いので、お一人じゃなかなか大変だと思うんです。

岩田委員 先生おっしゃるように、分担を決めた方がよろしいんじゃないでしょうかね。

石原分科会長 そうすると、その分担はどうでしょうかね。きょうはさっと決まるかしら。

磯部委員 石原先生に分担をお任せして、言われたとおりやるという。

石原分科会長 私の方に考えさせていただいて、後で各先生にそれをお願いすることを連絡いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

秋澤委員 メールとかでいただければ、いない場合も対応できます。

石原分科会長 そうですか、わかりました。

それから、次回の委員会をスムーズに運ぶために必要な打ち合わせ事項というのはもうないですかね。

あと自主改善努力というのがありますね。これも書かなきゃいけない。

それから、私の方で自主改善努力につきましては原案をつくっておいて、当日お計らいするということでもいいと思うのです。もちろんそれプラスでも提出していただいてもいいと思いますが、きょうは3つ出ておりますが、これをどういう形で書くかということですね。

それとあと、採点をどういう考え方でやるかということも非常に重要だと思うんですが、当日はちょっと議論できませんので本日もう一度確認しておきますが、3というのは特にいい成績を上げた項目についてつけるということ。今までの着実な努力が認められるという

ところが3と2と、場合によっては1も含まれると。そのぐらいの感触で判定していただいたらどうかと思いますが、それでよろしいでしょうね。

大体判定をするときの判定基準を先生方の中で合意して、同じレベルにそろえておいた方がよいと思いましたので、先ほど磯部先生の御発言にあったようなことを勘案して、ひとつイメージをつくっておいていただきたいと思います。

それから、完成した実績報告書は委員会の前にいただけるわけですね。

小和田理事長 はい。

石原分科会長 そうすると、自分としてはどういう点をつけようということも、ある程度お考えいただけると大変ありがたいと思います。

それから、説明のところについては分担をお願いすることになるかと思いますが、特に自分としてこういうコメントをつけたいという点がございましたら、その点も考えておいていただきたいと思います。

そのぐらい打ち合わせをしておけば、次回大丈夫でしょうね。きょうはこういう議論なんですが、次回は最終版を出さなきゃいけませんので。去年も緊張する委員会だったものですから、ことしはあんまり緊張しないように、少し準備をしておきたいなと思っておるんですが。

## そ の 他

石原分科会長 それでは予定を5時にしておりましたが、時間も少し超過いたしましたので、特にございませんようでしたら。

大脇課長補佐 次回の分科会の予定でございますけれども、総務省の評価委員会の方では翌年度の概算要求の前に評価をしておくべきだという御意見もあったやに伺っております。

そんなこともございまして、7月下旬の開催をさせていただければと思っております。実は事前に石原分科会長、それからきょう御欠席でいらっしゃいますけども黒田先生の御都合は伺っておりまして、このお二方があいている間ということで、全員御出席いただければ非常にありがたいと思っております、7月18日、22日、それから7月28日から8月1日ぐらいが基本的に大体フリーに先生お二方の御都合がよろしいんですが、順番に申しわけございませんがお聞かせいただけますか。

磯部委員 時間帯はどうなりますか。

大脇課長補佐 前回の流れからいっても、ちょっと時間を要するのかなと思うんですが。

～日程調整～

石原分科会長 土曜日というのはお役所の方はまずいんですね、やっぱり。

大脇課長補佐 結構です。

石原分科会長 土曜日でしたら皆さん御都合がいい。

石原分科会長 お休みのところ大変申しわけございませんが、19日の土曜日の午後開催したいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは黒田先生に御確認いただくということをお願いいたします。

それで日程が終わりましたので、一応議事はすべて終わったということにさせていただきます。

大脇課長補佐 予定の5時も随分過ぎておりまして、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

本日の分科会の内容等につきましては、冒頭にも申し上げましたけれども、議事の公開につきましては方針に基づきまして、概要作成の上、速やかに公表をさせていただきたいと思っております。

また議事録につきましては、後日その内容を御確認いただきたく、各委員に送らせていただきたいと思いますので、何かとお忙しいところ恐縮でございますが、発言内容等のチェックにつきまして御協力をお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、第4回の国土交通省独立行政法人評価委員会港湾空港技術研究所分科会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会